明治二十一年十二月二十八日内務省許可（毎月一回廿日發行）

大正六年五月二十日發行

婦人衛生雜誌

第三百三十號

婦人衛生雑誌

第三百三十號目次

謹告

來る六月十一日(第二月曜日)午後一時半よりお茶の水高等女學校附屬作樂館に於て本會例會を開き講話等有之候に付き御知友御誘引御來會被下度候也

大正六年五月

私立大日本婦人衞生會

私立大日本婦人衛生會

設立趣意書

凡そ人として此世にありては徒に生けるのみをもて足れりとするにはあらずかならずや智識を磨き人たるの本分を盡くし幸福快樂のうちに一年を送らんを冀ともに希はざるはあらじされども其身健康にあらざれば此生活を得んといと易からずこれ衛生の道の一日も忽にすべからざる所以なりとす

抑も〱衛生の法は一にして足らずとはいへども衣食住の改善育兒及看病法等の如きはいとも緊要の事にして吾等婦人のもつばら掌るべき所其責任重しと云ふべし今や婦人の會合相尋て起り婦人社會も漸く其面目を改めんとするは眞に喜ばしきことなりされども夫の衛生の事に至りては更に注意を惹かざるもの、如くまことに口惜しきことなり因りて頃日同志婦人集ひ謀り一會を設け名けて私立大日本婦人衛生會といひ毎月一回集會を開き學識經驗ある人々に衛生上諸般の講義演説談話を乞ひ互に相研究し尚之を筆記して冊子を編み會員に分ち聊か同胞の爲めに盡すあらんとす茲に本會旨趣の梗概を叙べて弘く江湖の諸姉妹に告げ其贊成を仰ふぐことしかり

明治二十年十一月

首唱者總代

私立大日本婦人衛生會規則摘要

（明治卅二年十二月改正）

第一條　目的　本會の目的は汎く婦女子をして人生の健康を保持する方法を講究し衛生上の智識を開發せしめ隨て社會全般の幸福を增進するにあり●第二條　本會は私立大日本婦人衛生會と稱し之を東京に置き地方に便宜支會を設く●第三條　本會會員たらんと欲する婦人は何人にても入會することを得●第四條　入會の節は姓名族籍住所及會員の種類を明記し本會事務所に申込むべし入會の者には會員章を交付す（交付手續等未に詳なり）入會後轉居等あるときに速に事務所に報知せらるべし●第五條　會員を分ちて終身、特別及通常の三種とす、終身會員は一時に金廿五圓以上特別會員は一ヶ月金三拾錢以上、通常會員は一ヶ月金拾五錢を納むる者とす●第六條　男子にして本會の旨趣を贊成する者は之を贊成員とす其會費は本會員に同じ但本會に功勞ある者又は本會に於て特に贊成員たることを望みたる節は役員の協議に依り無會費とすることあるべし●第七條　會員は本會に於て毎月發刊する雜誌を無料にて受ることを得●第八條　退會せんとする者は其旨本會事務所に報知し死亡する時は親戚知友より通知せらるべし但既納の會費は總て返戻せず●第九條　本會に推擧員を置き其中より總裁一名を奉じ皇族の妃殿下に願出るものとす●第十條　本會に左の役員を置く會長一名、副會長一名、幹事七名、評議員三十名、書記若干名●第十一條　會長副會長幹事評議員は隔年三月の總會に於て會員の投票を以て之を選擧し書記は幹事の推薦に依り會長之を命ず但書記は都合に由り會員外の婦人若くは男子に託することあるべし●第十二條　會長は本會を總理し副會長は會長を補佐し會長事故ある時は之を代理し幹事は會務を掌理し評議員は重要なる會務を評議し書記は役員の命を受け諸記錄雜務を掌る幹事の分課を設くる件●第一會計、第二編輯出版、第三庶務とす●第十三條　臨時指名委員を選することを得●第十四條　會長副會長幹事評議員の任期は二ヶ年とす[illegible]若し任期中缺員を生ずるときは次點者を以て補缺す●第十五條　會長副會長幹事評議員は無給とす但書記には相當の報酬を給す●第十六條　集會は例會總會及評議員會とす例會は八九月を除くの外毎月一回とし總會は三月に之を開く若し緊要の事あるときは臨時に總會を開くことあるべし又春秋二回會員相互親睦の爲め園遊會を開くことあるべし●第十七條　[illegible]學識經驗ある人々に衛生上の講義談話[illegible]協に誘致し講義演說等を傍聽せしむることを得（但衣服は總て質素を旨とすべき事）●第十九條　[illegible]本會規則の改正其他重要の件は[illegible]本會會計の收支決算は[illegible]所有金は本會の名義を以て[illegible]の收支は[illegible]一ヶ年[illegible]

[illegible]地方に於て本會々員十名以上發起者あるときは其規則を定め本會會長の認可を得て支會を設立することを得●第廿六條　[illegible]●第廿八條　本會の雜誌は支會に一[illegible]送すべきを以て其實費を支會よ[illegible]本會に送付すべし[illegible]亦同じ●第廿九條　支會は集會の都度其狀況を本會に報告すべし●雜件　第三十條　本會は毎月一回雜誌を發刊し之を會員に配附すべし●第卅一條　[illegible]●第卅二條　[illegible]●第卅三條　[illegible]東京府下に限り[illegible]（郵券送一割增）[illegible]振替[illegible]●第卅四條　[illegible]督促するも[illegible]廣告[illegible]

東京市麴町區富士見町二丁目卅二番地　私立大日本婦人衛生會

婦人衛生雜誌第三百三十號
（大正六年五月二十日發行）



種痘に就て

醫學士　宇都野研

そも〳〵天然痘と云ふ病氣は隨分古くからあります病氣で、種痘の出來ました前に於きましては、死ぬ人の十七分の一と云ふものは天然痘で斃れたと云はれて居ります。即ち十七人の人が死ぬと其中の一人は天然痘であつたと申したのでありますから非常な勢で犠牲を求めた病氣であります、斯う云ふ風でありますから若し今日のやうに交通頻繁の世の中で種痘法が無かつたなら吾々の種族が絶へむばかりな流行を見たのであらうと思ひます、斯くの如く重い病氣でありますからして古くから此豫防法に就ても皆注意して居つたのであります、で種痘の濫觴とも申すべきは昔印度で行はれた傳痘法と言つて天然痘に罹つた人の膿汁だとか或は痂皮だとか云ふやうなものを採つて之を皮膚に塗付け或は又其痂皮を粉末にして鼻の中に吹込むと云ふやうなことをして輕い天然痘をさせた方法であります、併しながら此法は成功して割に輕く濟むこともあるけれども、時としては重く經過したり或は流行を惹起すことがあるので廢れてしまつたのであります。

中世紀の頃になつて歐羅巴で牛乳を榨つて居る女は天然痘の流行時に罹らないで濟むと云ふ事實に注目せられた。それは牛の乳房の所に膿を有つた腫物が出來ることがある。それが牛の天然痘であつて人間とは違ひごく輕く濟むのであります、で其膿が榨乳

婦の手に附著するとやはり同樣の膿疱が出來る事がある。而してかゝる婦人が流行時に罹病を免れるのであります。

この事實が本になつて有名なゼンナーと云ふ人が此牛の乳房に出來る膿を有つた腫物の其膿を人に植ゑてさうして其處に同樣な腫物が出來て免疫になると云ふ有名な大發見をしたのであります、是が卽ち今の種痘法の起でありまして其後段々に種々の人に依つて改良されてさうして今日の種痘法にまで發達して來たのであります。

それから日本に天然痘が流行つて來たのは確か聖武天皇の頃であつたと記憶して居りますが支那から日本に種痘法の傳來しましたのは德川の八代將軍吉宗の頃であつたやうに思つて居ります。

話が後戻りを致しますが天然痘は流行の性質に因つて大變死ぬかと左程でない時もありますが、私が明治四十一年に駒込病院の方に參つて子供の天然痘を診て居りました、其時分に小兒だけの統計を取つて見ましたが罹つた患者の約半數位は死んだと記憶して居ります。殊に乳兒が罹つた場合には極めて豫後が惡かつたのであります。

それから今日行はれて居るところの痘苗の作方は面倒な手數を經ますのでさう云ふ事はお話する必要はありませぬが、それより以前に使つて居つた人間の體から原料を取つたのは其の人の體に譬へば黴毒であるとか或は其他の病氣があると殖えられた人にこれらの病氣が移植される事がありますが、今の痘苗は一度も人間の體を通さず、牛から犢へ、又犢から他の犢へとまゐつたのでありますから、昔の樣に種痘によつて惡るい病氣が傳染されると云ふことはないのであります。

それからして種痘は何の位の年齡にやつたら宜しいかと申しますると、先づ種々の相違がありますけれども生れて半年位の時にやるのが一番適當でありましてあまり小さい子供(生後百日以內)にやると云ふことは先づ普通禁じてあるのでありますが、又子

供があまり大きくなると能く掻いたりして困まるのでありますから、大抵生後六ヶ月位のところが丁度宜しからうと思ひます、併しながら流行のあるやうな場合には縦令生れたばかりの子供でも爲せた方が宜いのでありますがあまり澤山は植ゑないやうにして先づ二ッとか三ッ位植ゑて置けば別段障りがないのであります、さうして種痘に對する反應と云ふものが年齢の少ない程輕いのでありまして、大人が始めて種痘を施されると云ふ樣な場合には反應が極めて強いのであります、斯くの如く小さい子供程反應が弱いのでありますから小さい子供に爲ると云ふのは左程に怖わいことではないのであります。

それからもう一ッは一般の事でありますけれども生れ立の赤兒と云ふ者があまり病氣に罹らない、と云ふのは天然の免疫を有して居るからでありて殊に發疹性の流行病には罹らない、例へば痲疹であるとか或は猩紅熱であるとか云ふやうな病氣は生れて三ケ月位の間はかゝる事が極稀である、然しこの位の年齢でも天然痘には罹る事がある。それであるから無論流行時には生れ立ての子供でも種痘すべきであるが、或程度迄は天然痘に對しても免疫の者があるから極く小さい時に種痘をすると第一回の種痘であるにも拘はらず付かないことがある、併しながら此免疫性と云ふものは日と共に段々消えて行くものでありますからして一回付かないでも安心して置くことは出來ない又半ヶ月なり一ヶ月なり經つてから植ゑて見る、さうすると今度は幾度も行る中に大抵善感くのであります。

それから今申上げましたことは子供の健康な場合の事でありますが、子供が不健康な場合には天然痘の流行がない時は先づ延ばして置くのであります、で子供の不健康の場合に、特に延ばさなければならぬと云ふのは何う云ふ場合であるかと云ふと、子供が非常に貧血の狀態であるとか、又榮養が非常に衰へて居る場合或は子供が結核に罹つて居りはしないかと云ふ疑のあるやうな場合には種痘を行つた爲めに

いろ〳〵な病氣を誘ふやうなことがあり、又その爲に病氣を多少惡くするやうなことがありますから、さう云ふ時には流行がなかつたら先づ少し延ばした方が宜しいのであります。

それから種痘の際に一番注意せんければならぬことは皮膚に濕疹や瘙痒を伴ふ、腫物を有つた子供に種痘する事であります。さう云ふ質の子供に種痘を爲すと、未だ其子供が免疫にならない中に――種痘の附く場合には種痘後八日で免疫になります――種痘した部分に附著して居る液が濕疹に附くと一面に膿を有つた腫物が出來る、――恰度天然痘のやうな風の腫物が出來て、さうして其處に天然痘に罹つた通りの瘢痕を遺す。殊に顏に能く來るのであります。

それでありますから濕疹を有つた子供に種痘を爲ると云ふことは餘程注意を要するのであります。然し天然痘の流行時には施行しなければなりませんが、そう云ふ時には種痘部位に「コロヂウム」を塗つて最初から蓋をして置くとかして痘苗の液が腫物に附著せぬ樣に豫防するのが緊要であります。

それからもう一ッ序に御注意致して置く事は、感顆の膿であるとか、或は又痘苗の液であるとか云ふ樣なものが他の免疫になつて居らない人の眼などに著きまするさ非常に危險なことになる。これから未だ種痘をしない濕疹の出來て居る赤兒にそれが著くと今お話したやうに一面に膿疱が出來て來ます。だからして種痘をして居らない濕疹の出來た赤兒のある家で他の家族の者に種痘をした場合には餘程注意をしなければ危險であります。然し幸にしてかゝる出來事は極々稀であります。

それから一度種痘を致しますと何の位の間免疫になつて居るか――何の位の間天然痘に罹ぬかと申しますると五年間は確實な免疫を得て居るのでありまず。然し是は善感の時で、不善感の場合にはいつ何時免疫性が亡くなるか判らぬから、不善感であつたから翌年大丈夫とは申されないので、流行時には善感後五年以内の者の外は凡て種痘す可きであります。

それから是は私の實驗上の話でありますが、私が明治四十一年に東京に流行のあつた時に駒込病院に居りましたが、患者は多く下層な者が多かつたのでありますが、大人の方が多いのでありまして、年齢の一番上の人は六十幾つで一度天然痘をやつた立派な瘢痕がある人もありました。子供は規則正しく種痘して居りますが、大人になりますと二十年も前に行つたと云ふやうな人が澤山ある。さう云ふ次第でありますから流行時には小兒のみに種痘せず、家族殘らず種痘を施す可きであります。

それから種痘した部分は何う云ふやうな風に變化して行くかと申しまするに、切つた――今は皆切るのでありますが、其切つた所が少し小高くなつて參りまして、翌日になると其小高いのが本のやうになつて仕舞つて、唯切つた痕だけが遺つて居つて何ともなくなつて仕舞ふ、かく植ゑまして二三日の間は少しも反應が無いので、不善感であると思ふ人が殖えて二三日間は何んともならのが善感くのでありま

す。それから四日目になつて來ると切つた所の周圍が赤くなつて來て、赤い所が小高くなつて、その中央の所がだん／＼褪色して來て水を有つてまゐります。而して其頂上の所に陷凹した所が出來てまゐります。種痘を致しましてから九日か十日目位が先づ反應が最も強い時期であります。それから段々中央の方から炎症が去つて行きまして、痂皮が出來る。さうして其痂皮が除れて來て、三四週頃になると其下に薄紅い瘢痕が現はれて居ります。それで種痘を爲ると人身に何う云ふ影響を有つて來るかと申しますると、五日目か六日目頃から微熱が出て來まして九日目が先づ一番強い熱で、三十九度位になることさもあり、或はもつと昇ることもあります。さうして多少機嫌が惡くつて、乳などの飲方が減る事もある。此際熱が高くても十一日目かせい／＼十三日目迄に熱が退いて仕舞ふやうであつたら其熱は全く種痘の爲めであるから心配は無いのであります。然し種痘後十三日位經つても退かないやうな熱であつたら醫

者に診て貰ふ方が宜しいのであります。

それから是は五ヶ月の男兒に種痘した溫度表であります。(圖略)八日目に三十八度六分に昇り、もう其日だけは濟んで仕舞つて居ります。この位の程度の反應を呈するのが多數であります。それから第二期の種痘を致しますのは、數へ年十歲の時でありますが、若し此際善感でありましても、第一期の場合に比較しまするど反應の具合が違ふのであります。即ち先刻お話したやうな變化が極く輕い程度に起つて、而も其經過が第一期に比して二、三日位早くなります。

それから種痘を致します場所は普通日本で行つて居りますのは右の腕の上の方に行つて居りますが、西洋では女の子は後になつて腕を露はすと云ふことがある爲めに、後になつて乳房で蔽はれる所とか、或は太股の外側の所に植ゑるのであります。

接種の數は行る人の任意でありますが、虛弱な子供であるとか生後間もない子供などに植ゑる場合には、二ッ位にして置くのであります。それで日本の種痘規則では二ッ以上付いたのを善感として、一ッ付いたのは不善感として居りますが、實際言うと一ッでも免疫を得るのであります。で一ッの感顆で如何に長く免疫が續くかと云ふ事は不明でありますが、流行時には必ず又重ねて種痘することに決めて置けば、一ッの感顆でも充分であります。ですから種痘を爲る事が害はありはせぬかと云ふ疑のある場合に強て數多く殖ゑる必要はないのであります。

それから行る技術等に就ては是は醫者のことで別段皆さんが御承知になつて置く必要もないのでありまして醫者にお任せになつて置けば宜しいのであります、が兎に角消毒を嚴重にしなければいかぬので、以前には往々切口から丹毒が入つたりする事があつたのでありますが、今では充分消毒に注意しますからそんな病氣の起るやうなことはないのであります。

それで種痘をした部位は何う云ふ風にして置くかと

言ふと、醫者の流儀に依つて、繃帶をして置く人もあり、又して置かない人もあるが、少くとも痘苗の液の乾くまでは繃帶をして置いた方が先程お話した樣な理由で安全であります。即ち少くとも一兩日の間は繃帶をして置く方が安全であります。それから以後も先づ繃帶して置く方が安全であらうと思ふ。兎に角善感の場合には感顆を最後まで乾燥させて置いて、自然の經過を取らす樣にする事が必要で、出來た水疱を潰したり、濡らしたりする事は禁物であります。

それからして入浴のことでありますが、入浴も矢張りせぬ方が宜い。種痘を爲さる前の日に入浴させてそれから二週間の間は入浴を廢する方がよろしいのであります。然し種痘後十四日になるともう其處に痂皮が出來て仕舞ふのでありますから、十四日位經過すれば先づ入浴して差支ないのであります。

それから種痘後に種々な發疹の出來ることがありますが是は別段心配なものではありません。

最後に流行時以外には子供の病中は種痘を延期する事になつて居りますが、百日咳には療法として種痘することがある。是は昔獨逸で行はれた方法で一時中絶したが近年又試みて居る人がある。私もやつて試た事がありますが、種痘の反應の盛な時期だけは確に咳嗽が減る。然し又反應が去ると再び咳嗽が增えて來るのであります。ですから餘り良い方法とも申されませんが、丁度天然痘の流行時にでも當つて居つたら、百日咳にかゝつて居つても種痘を試みてよかろうと思ふ。然し其子供が餘り衰弱でもして居る時は考物であります。

未だ申落した事は澤山ありますが先刻御斷り致したやうな次第で準備が出來ませぬでしたから此位で切上げて置きますから何か御尋がありますなら私の存じて居る事ならお答を致します。

叢談

流行性傳染病及び花柳病に就て

醫學士　山崎清

此れから次第に長閑なる春の氣候となり、櫻花は既に咲き亂れ、草木は若葉を出し何となく春らしき氣分の漂ふ時節となり即ち更衣の季節が近いて來たと申す可きでしよう。

今迄家の中に許り閉ぢ籠てた方々も此れからは戸外運動又は郊外運動を取り今迄の消極的方針は漸次積極的方針を取る様になるのは一年の季節中今時分が尤も好時期です、従て今迄寒い〳〵と申し攝生を保ちつゝありし人々には知らず知らずの内に氣を許し花見遊山に浮かれ不養生に流れ暴飲暴食の弊に陷り安いのです。

又た一方病氣の方から申しますと寒い時分には重に肺炎、實扶的里、流行性寒冒等の如きが流行致しますが、今の如き若葉萠え出ずる時節になると彼の恐る可き流行性傳染病も今迄は影をひそめかくれて居たけれども愈々我が時期到來せりとばかりに次第に頭を擧げ出し自己の勢力を張らんと努むるのである、然るに寒氣の間は至極注意深く保養せし人々は此れにとんと頓著なく不養生をなすので傳染病原菌は其弱點を捕へて忽ち人體を犯す様になるのである、故に此春先きの攝生は大切にして大に各自に個人衞生を守ら無い時には思もよらざる惡き結果を招ねくに至るのです。

昨年東京市内に「コレラ」が流行致し、隨分其暴威を振ひ人心は戰々恟々として何れの日に其結末を告げるや計る可らずとなし、當局者は申す迄もなく一般民間にては恐怖の念に打たれて「コレラ」豫防注射な

どと騒ぎ立て、魚肉は一切取る可らず抔と隨分東京市丈けでも喧かましかつたのは皆さんの記憶に尚ほ存する所です、其「コレラ」菌の暴威を振ひし時節も追々近づいて來ました。

扨て昨大正五年中の全國傳染病患者及び死亡者數は當局者の調査に依れば

病名	患者數	死亡者數
腸窒扶斯	四一八五七	八三七三
赤痢	二二四二三	四五七〇
虎列剌	一〇三七一	六二五九
「パラチフス」	六七七四	七三五
實布的利亞	六二四二	三九五七
猩紅熱	一〇五六	四九一
發疹窒扶斯	六〇六	一一七
痘瘡	二六四	四八
「ペスト」	七八	六五

今死亡數を百分率を以て示せば

病名	百分率
「ペスト」	八三・三%
實布的利亞	六三・三%
虎列剌	六〇・三五%
猩紅熱	四六・四%
赤痢	二〇・三八%
腸窒扶斯	二〇・〇〇%
發疹窒扶斯	一九・三〇%
痘瘡	一八・一%
「パラチフス」	一〇・八五%

右の統計を一覽しても解る通り傳染病中最も死亡率の多いのは「ペスト」です、先づ百人の病人の中八十三人位は死亡し殘り十三人位が恢復するのですから先づ本病に罹る時には八九分は死亡するものと見て差支ないのです。

「ペスト」に次で實扶的里「コレラ」、猩紅熱、赤痢、腸窒扶斯の順序を示しますが此內實扶的里は比較的小兒を侵す爲めに抵抗力も弱く斯く死亡率が高いのでしよう。

「コレラ」の六〇・三五%は昨年は隨分「コレラ」流行の猖獗した年ですから死亡率も從て多いのです。

患者數より申せば腸窒扶斯と赤痢は多く其死亡率も少い方とは申されませんが「ペスト」、「コレラ」に比較する時には其三分一に過ぎない、故に赤痢や腸窒

扶斯は恐しき傳染病には相違ないけれども「コレラ」「ペスト」よりは未だ恐しくない、又た醫學上より見て「コレラ」「ペスト」の傳染力は急速にして疾風迅雷の如くに來るのです。

斯く流行性傳染病は實に恐しき病氣である事は何人も承知の事です、然らば此恐しき傳染病に對しては如何なる策を講ず可きか、申す迄も無く各個人衞生は勿論なり、殊に只今の時期即ち傳染病原の芽を出さんとする時期に各自衞生を守る事は肝要です。

流行性傳染病の如く恐しく暴威を振ふ疾病があるが此れに反して極く平和の中に陰險的に傳染力を發揮し、恐る可き結果を來す疾患も多々ある、此中主なるは花柳病、結核、癩病等です、私は玆では殊に婦人科に關係ある花柳病に就て述べます。

花柳病とは先づ黴毒、淋疾、軟性下疳（かんそう）を申します。

黴毒には先天性と後天性の二種類があります。

先天性黴毒とは生れながらにして黴毒を有するのを云ふのです、從て其人に對しては實に氣の毒であつて其人には何にも罪も科も無い、猶ほ其兩親或は其何れかに罪はあるのです、故に各個人は將來子孫の繁榮を計る上にも本病に對し注意を要します。

後天性黴毒とは生れる時には本病無くして生後何かの機會に依りて本病に傳染するのです。

黴毒は萬病の原因となり種々なる症狀を呈す、從て種々なる婦人科疾患の原因となるのは申す迄も無い。

產科上よりは流產と申し折角妊娠するも妊娠末期即ち十ケ月迄持續し得ずして二三ケ月で胎兒は娩出し、其甚だしき場合には習慣性流產と申し妊娠する度每に三四ケ月位で流產し完全なる愛兒を擧げる事が出來ない、又は早產と申し八九ケ月で分娩し、榮養不充分にして發育不全なるを以て保育上頗る困難です。

幸ひ十ケ月に達して分娩するも發育不完全の爲めに種々なる疾患に侵され易く故に生後の死亡率も多い

のです。
斯くの如く黴毒は自己本人の疾病として存するのみならず子孫に迄も及ぼし一家の平和を亂す點に於ては彼の「ペスト」「コレラ」に劣りません。
次に淋毒が尿道或は膀胱を侵す時には尿道炎或は膀胱炎を起し、小水の度數を増し且つ放尿時疼痛ありて隨分苦しみます、若し該菌が婦人生殖器を侵す時には子宮内膜炎、喇叭管炎を起し、從て不妊娠の原因となり、又は分娩に際し初生兒に本病を傳染させて恐る可き膿漏眼を來し爲めに盲目となり一生の不具者となる事がある。
故に黴毒や淋毒は「コレラ」「ペスト」等の傳染病の如く迅速に人命を奪ひ去る積極的疾患とは異り、寧ろ消極的に陰險に穩かに其暴威を振ふ恐る可き疾病です、故に「ペスト」「コレラ」實扶的里、赤痢の如く一擧に人命を奪ひ、愛兒を奪ひ去らざるも流産、早産或は不妊娠の原因となり、其歸する所は同樣にして寧ろ生産率を減少せしむ、依て一家子孫を斷絶し國家的存在をして危殆に到らしむるのです、私は初に世人の善く承知してる傳染病の恐る可きを說き此れと比較して寧ろ世人が等閑に附して居る婦人科產科に大關係を有する花柳病の侮る可らざる所以を說明致したのです。

蠅と黴菌

理學博士　谷津直秀

人の身體につく蟲はいろ〳〵ありますが、總て汚い感じが伴ふので退治するから幸ひに澤山にはならない。所が蠅だけは人に間違つた考へがあつて、餘り汚いと思ふ人がないやうですが、然し蠅程汚くてまた恐ろしい蟲はないのであります。英國の詩人ラスキンが蠅を「空中の女王」と稱したのは、要するに詩人の美化した言葉でその實際を知つたなら到底言へなかつたことでありませう。傳染病の系統を調べて見ますと、

その傳播は多く蠅からで、若し蠅がゐなかつたなら傳染病は必ず少くなるだらうと思はれます。蠅がどうして傳染病を傳播するかといふと蠅自身心があつてするのではなく、唯汚ないものでも何の上でも止る其性狀が、偶〻身體に黴菌などをつけて他に傳染させるのです。顯微鏡下で見ますと。蠅の全身は　全く細な毛で被はれてゐます。黴菌はその毛によつて媒介されるのです。然し毛ばかりではなく、蠅は口や、その糞の中にも黴菌を持つてゐますから蠅の止つた食物をその儘食べるのは危險此上もないことです、試みに蠅一疋の持つてゐる黴菌の數を數へて見ると、尠くて二十五萬、多いのになると六百六十萬からあるのだから如何にそれが恐るべきものであるかゞ分ります。所でこれは唯身體についてゐるものゝみで、身體の中にはその六倍の數が　ある故益々怖しく思はれます。蠅の傳へる病氣は先づ二十通りありますが、その中で最も恐るべきものは「チフス」、「コレラ」、赤痢、疫痢、結核などで、癩病も傳染すれば、子供の病氣として多い食事性中毒症をも起させます。今から三十年前米國人とスペインと戰つた時、米國人はスペイン人の鐵砲玉よりも蠅が傳染する腸「チフス」に依つて倒れる者の方が多く、死者はその四倍に上つたといふことですし、また昨年「コレラ」の流行した時蠅を恐れて蚊帳の中で物を食べてゐた人だけは、如何に烈しかつた時でも「コレラ」にかゝらなかつたといふこと故蠅がどの位有害なものであるかといふことはこれでも分ります。蠅の壽命は普通一箇月から一箇月半、偶に二箇月位のものであつて卵から蛆となり、蛹となつて一疋の蠅となるのです。雌蠅が一生の間に產卵の數は十日置位に一回平均百二十箇位あつて、それが雌雄半分宛に孵るのですから若しその儘繁殖することになると非常な數になります。殊に冬を越して蠅の產卵は大變なもので、今一疋の蠅が產卵するとして四月十五日から九月十日迄の間にどの位なるにかといふと、五兆五千九百八十七億二千萬となつて

退治しないで置いたら世界は殆んど蝿で埋まる程になります。蝿を退治するには成丈け蛆の中がよい卵は掃溜や馬糞の中へ好んで産みつける故、一週間一度位掃除をすれば恐るべき蝿は全くゐなくなつてしまひます。退治方法は熱湯を注ぐのが一番簡單だが、硼砂でもよく、「ホルマリン」を十倍位に水で溶したのでもよいのです。

此頃の眼病

莊司秋次郎

四五月頃は一年中で最も眼病者の多い時期であります。種々の眼病の中でも殊に此頃の時節に著しく多くなるのは結膜炎でありますから、此處には主として結膜炎のお話をして御參考に供しようと存じます。

結膜炎と申しますと、普通何人も聞き馴れた病名でありまして、少し眼が赤くなつて、僅かに目脂の出る眼病と心得て居られます。これは先づ通常そう言ふて差支ないのでありますが、併し廣い意味の結膜炎と云ふものゝ中には種々その性質を異にした結膜炎がありまして、右に申しました樣な輕症の單純な結膜炎もあり、或は全く氣のつかぬものもあるかと思へば、彼の風眼の名の下に世人を慴怖せしめて居る膿漏性結膜炎も同じく結膜炎であります。斯樣な譯で、其の原因、性質の全く異つた結膜炎が幾つもあるのに、その一種の結膜炎でも、急性のものと慢性のものとでは大に趣を異にし、輕重樣々の病狀を呈しますから、その治療法もなか〳〵一樣には參りません。

結膜炎とは如何なる眼病か

眼に塵埃が入る、煙が入る、小さな蟲などが飛込むことがある。斯樣な場合には忽ち刺戟を感じて、涙がぼろ〳〵こぼれる。つまり、これで以て眼に害物が侵入した事を知ると共に、涙を以て毒を消し或は

淡めると同時に、外に流し出す仕掛であります。併し何時でも完全に害毒を流出して仕舞ふと云ふ譯には參りません。さうすると暫くの間眼に刺戟が殘つて、或はごろ〳〵し或はちく〳〵し、或は灼くやうな又は痒いやうな感じがあり、或は眞に疼痛を起すことがあります。

かう云ふ場合或はかう云ふ事の後に、眼を檢査致しますと、眼球結膜の處が紅いばかりでなく、殊に眼瞼結膜が眞赤になつて居ります。これが所謂結膜充血と云ふ狀態であります。併しこれは二三時間乃至一日か二日もすれば大抵自然に恢復するものであります。

けれども、その刺戟が劇しいか、長く續くか且つその時の手當が惡いと、充血が何時までも後に貽る。例へば近視、遠視又は亂視と云ふやうなものがあつて、適當の眼鏡を用ひずに眼を使ひますと、眼が無理に働きますので大抵充血して居ります。これは何しても適當の眼鏡を掛けぬ限りは治りません。斯樣な原因があつて、結膜の充血が去りませぬと、單に結膜の血管に血液が餘計に注ぐのみでなく、その他の組織にも變化を及ぼして分泌物が多くなり、結膜及びその内の組織なども厚くなつて參ります。斯うなれば結膜充血と云ふよりは、結膜炎と病名をつけられるのでありまして、物を少し長い間視て居ると眼が澁くなる、或は疼痛を覺えて來る、多少眼脂も出て來る、殊に夜になると惡くなる。朝は睫毛が粘著る。併し顏を洗つて少し經ちますと、何とも無いやうであるから治癒つた樣な氣が致しますが、少し眼を使ひ過ぎるとか、風に吹かれるとか、又は汽車や汽船に乘つて石炭の烟にでも當るといふと忽ち眼球の方まで赤くなつて病狀が著しくなります。併し通常は格別苦にもならず、特に眼を休めなければならぬと云ふ程の必要も覺えず、治療を受ける程の事でもないと思はれるのであります。これが卽ち本病の根治し難い第一の原因でありまして、若し眞面目に治療するならば容易に根治し得べき筈の眼病で

あります。

「ヤンメ」、「ハヤリメ」　前に申述べた様な結膜炎は、餘り涙や眼脂も出ませんので私共の方では乾性の結膜炎と申しますが、俗には「ノボセメ」とか「カスミメ」とか様々の名稱があるようであります。之に反して「ヤンメ」とか「ハヤリメ」とか自分で稱へて參りますものは、大抵加答兒性結膜炎といふものであります。これも普通の原因に由て起る單純の結膜炎ではありますが、前述の乾性結膜から見ますと、凡てその症狀が劇しいものでありまして、且つ往々流行性に參りまして、隨分一家族悉く罹るやうな事がありますので、「ハヤリメ」などゝ申すのでありませう。これは殊に昨今の時節に多い。子供が痲疹に罹つて治癒らうと云ふ時、或は感冒を引いた後などに起し易い眼病でありまして、簡單に申せば、目が赤くなつて、多少腫れて、涙や目脂が多くなつて、小兒などは、その爲に眼瞼の周圍が糜爛て參ります。劇しい時には目脂が膿のやうになつて澤山出ますから、或は風眼ではあるまいかと云ふて心配されることもあります。かうなれば無論物を見ることは出來ません。細く目を開いて見ましても目脂の爲に溌然と霞むで、燈火などは虹蜺のやうに見えて、それもⅡがちか〱して到底長く視ては居れません。殊に夜間は疼痛も強く感ぜられて、往々睡眠を妨げられることがあります。子供は陰氣になつて、氣六づかしくなつて、多少衰弱致します。

併しこれも適當の治療を施しますと、大抵一週間乃至十日位で略ぼ善くなるものでありますが、殆んど善くなりかけた時に治療を怠りますと、今度はなかなか全治し難くして仕舞ふものであります。劇しい症狀が毎日薄らいで來て、眼の腫脹も去り、赤味もなくなり、從つて疼痛もなく、目脂も殆んど邪魔にならず、物を見るにも差支がなくなり、本人は全く治癒したやうな氣のする所まで恢復しましても、醫師が診察治療する時には未だ充分全治して居らぬ場

合が多い。此際尚ほ數日治療を續ければ實際全治して仕舞ふべき所を、兎角多忙であるからと云ふので治療を止めてしまふ。小兒などであれば、家の人が見た所では既全く何ごともないのに、彼の醫師は何時迄も病人を引張つて居るなどゝ云ふて治療を廢して仕舞ふことが屢〻あります。これは甚だ遺憾な次第で、この僅か數日乃至一二週、それも僅か數分間づつの治療時間と僅少の治療費を儉約し得るだけで、數箇月或は數年間も病を殘すことゝなるのであります。

これが即ち慢性結膜炎と云ふもので、少し書物を讀むとか、細かい仕事でも致しますと、容易に眼が澁くなり、赤くなり、目脂が出る。少し風に吹かれても塵埃が入つても忽ち充血して來る。結膜性の眼精疲勞と云ふて、長く眼を使ふに堪へなくなり、その刺戟を我慢して仕事を續ければ、頭痛がする、胸が惡くなると云ふやうな不快な症狀に惱まされるものであります。

但し慢性結膜炎は必ずしも急性結膜炎からの續きとは限りません、最初から慢性の症狀で來るものも多いのであります。兎に角、慢性症のものは、前に申しました急性加答兒性の症狀の凡て輕いもの或は殆んど感じないもので、而かも容易に全治せず、僅かの刺戟に由て屢〻增惡すると云ふのが持前であります。

療養上の注意

此他に尚ほ種々の結膜炎がありますが、それは何れも何々性結膜炎と特種の性質を帶びて居るものでありますから、順次にお話致す積りでありますけれども、茲で一つ右に申上げました單純の結膜炎に就て療養上の概略を申上げて置いた方が都合が宜いと思ひます。

何れの結膜炎に於きましても先づ第一にその原因の除き得るものは、直ちにこれを除かなければなりません。例へば結膜嚢内に異物が侵入つた時には直ちにこれを除去くことが必要であります。

異物除去法

結膜嚢內には小さな塵埃や小蟲などの飛込むことは屢〻ありますが、子供などは遊戯の際に灰を入れたり、砂を入れたり、穀粒、果實の核などを入れることがあります。大人なれば餘程精神の遅鈍なものでもなければ、小さな塵埃でもなか〳〵眼を開いて居られるものではありませんけれども、子供は案外平氣で、長い間結膜嚢內に異物を貯へて置くやうな事がありますから氣をつけなければなりません。實際結膜嚢內で麥粒が芽を出すやうな例もあります。これは子供が遊んで居る時に、眼に塵埃が這入りますと、只むやみに眼を擦ります。この塵埃が角膜に粘りつくとか或は上眼瞼結膜に著きますと、何時までもごろ〳〵致しますけれども、下眼瞼結膜嚢內に落込みますと割合に刺戟が少ない、而して此處には餘程大きな異物も潛むことが出來ます。例へば櫻實の核位なものは這入つ居ります。斯樣なものが飛込むで眼に異常の刺戟はありますが、遊びに熱注して眼を擦りながら遊んで居ります中に、その刺戟で以て結膜の分泌物が增し、薄い目脂の樣な粘滑の物で異物が包まれますから、麥粒のやうなものは餘り刺戟をしなくなつて參ります。而して暮方に遊び疲れて家に歸つて來る頃には、既う眼に物が這入つたことなどは忘れて仕舞ふのであります。

凡て眼に塵埃の這入りました場合には、氣を落つけて、輕く眼を閉ぢ、成るべく眼球を動かさぬやうにする　眼を閉づる時は通常眼球は上の方に向く、即ち角膜が上の方に參りますが、殊に刺戟のある時には急に上の方に逃るものであります。斯うなりますと塵埃も共に上眼瞼穹窿部と云ふて、眼球の上の方と結膜との移行く奥の方に持つて行かれますから、もう容易に出なくなります。それですから成るべく眼球を動かさぬやうに、寧ろ下の方を見るやうに致しまして、輕く指の腹を以て眼瞼の上から目頭の方に向て撫でて見るのであります。これで除かれません時には、微溫い湯で洗つて御覽になるが宜しい。そ

れでも何ほ除かれません時には、妄にいぢるよりは寧ろ手拭なり繃帶なりを以て稍々堅く、眼球の動かぬ位に結つて眼科醫の處に御出になるのが一番安全であります。

併し近所に醫師が居らぬとか或は小供が塵埃を入れて來たとか云ふ場合には、先づ脫脂綿を少々割箸の端に纏きつけ、湯に濕したものを用意し、子供を坐らせ、よく氣を落つかせ、靜に眼瞼を上下に引いて、角膜の表面に何か著いて居らぬか、或は小さな損傷がないか、と檢査て見ます。これは「ルーペ」即ち蟲目鏡を以て注意して檢査致しませんと、色の薄い小さな塵埃は見落します。如何に小さな塵埃であつても角膜に著て居れば、その除かれぬ限りはごろごろ致して居ります。若し角膜の上に異物の着いて居ること　發見致しましたならば下の方を見るやうに命じ、濡れた脫脂綿か「ガーゼ」を少し丸めて、その異物の上に貼て、輕く壓へて置て、上の方を見させますと、普通の軟かい塵埃は除れます。併し軟かい塵埃でありましても、極めて滑澤な角膜の表面に、淚液で以て吸引て居りますと、なか〱除ぬものであります。又金剛砂のやうなものでありますと、拙手にこれを拭ひ取らうとすると角膜面に擦傷を作りますから、特に注意を要します。尙ほ石の碎片や鐵屑などの小さな物が角膜の表面に一部分刺さつておることがあります。斯樣は物は洗つたり、拭つたりしても一寸は除れません、且つ時間がたちますと、鐵屑なれば錆が生じまするし、他の異物でも角膜に刺さつて除れませんと、大なる危害を招きますからなるべく早く眼科醫に御見せにならなければなりません。

次に角膜に異物が無いとしますと、今度は上眼瞼を翻轉して檢査致します。これも多少の練習を要することでありますが、若し翻轉することが出來まするならば、指を淸潔にして翻轉致します。この時も下の方を見るやうに命じて置いて反しますと能く反ります。翻轉が出來ましたならば、左手の指でそれを壓

へて置いて、結膜面を仔細に觀察致しますと、大抵翻轉された結膜面の中央の稍ゝ溝のやうに凹むだ所に異物を發見するものでありますが、更に奧の方の穹窿部と云ふ處に異物が潜むで居ることもありますから、強く下の方を見させて、檢査しなければなりません。此處に異物の止まつて居るのを認めましたならば、前の割箸のやうなものに脱脂綿を纏つけて濕したものを以て拭除るのであります。下眼瞼結膜嚢の異物を檢査致しますには、單に指を以て下眼瞼を壓へて強く上方を見させれば能く見えます。而して異物が幸に除れましたならば、その後は充血の去るまで暫く硼酸水で冷すやうに致します。

目の塵埃を除るのは何でもないやうでありますが、矢張これも多少の熟練を要することで馴れぬ人には六ケしいものでありますけれども、要領を申上げれば先づ右のやうな事であります。

以上は結膜炎の原因の中の異物に就て稍ゝお話が長くなりましたが、その他煙や塵埃の多い室に居ることと暗い室で細かい仕事をする事、餘り強い光線の反射する、殊に熱の高い燈火の下で讀み書きする事等は凡て避けなければなりません。

眼藥の點眼法

結膜炎の時には大抵點眼藥と罨法料を處方せられます。一體に眼科で用ふる藥物は、昔の眼科とは異つて、劇藥或は毒藥に屬するものが非常に多い、呑むだりしては勿論たまりませんが、百倍位の點眼藥にしましても、屢ゝ點眼すると往々中毒を起すものがあります。それで點眼藥は、必ず一日二回又は三回、一滴づつとか二滴づつとか醫師の處方通りに用ひなければなりません。何回も澤山點眼すると早く治癒りさうに思ふて、五日分もあるものを一日に用ひて仕舞ふやうな人が往々ありますが、これは愼しまねばなりません、縱令中毒を起さぬ藥でありましても、濫用しては反つて害を招く場合が尠なくないのであります。且つ目藥は餘計にさしました所が、大部分流れ出て仕舞ひますから、只無駄になるだけで

あります。それよりも矢張一滴か二滴づつ精確に點眼した方が宜しい。而して點眼した後は、昇汞綿或は硼酸に浸した綿を以て、下眼瞼の目頭の處を指尖で壓へて居るやうにすると宜しい。これは一つは目頭の處から鼻の方へ通つてゐる涙管と云ふ管がありまして、常に涙が少しづつ、その細い管を通つて鼻の方へ流れて居る、感冒を引いて鼻の粘膜が腫れますと、涙の通りが悪くなるので自から涙が溢れて來る。泣いた時にも涙を出來るだけ鼻の方へ吸込みますけれども、餘つて溢れる、泣いて鼻が塞つたやうになり、又鼻汁の餘計に出るのも涙が鼻の方へ澤山吸込まれるからであります。斯う云ふものでありますから、目藥を點眼しましても、それが幾分鼻の方へ、從つて咽喉の方へも參ります。そこで小涙管が目頭の部分で上下の管が一緒になつて鼻涙管と云ふ部分に移る處を指で以て壓へますと、一は目藥が鼻から咽頭の方へ行つて中毒を起すのを防ぎ、一は斯樣にすれば、藥が眼瞼から眼球の方にも能く行渡つて利く、のみならず點眼すれば刺戟る藥が多いのでありますから、丁度その刺戟るのが止む間位眼を閉ぢて居る譯で、凡て都合が宜いのであります。

次に目藥をさします時に、彼の「ピペット」の尖を眼瞼に著けてさす人がありますが、さうしますと、その尖に分泌物が附著する、それをそのまゝ罎に插しますと忽ち後の藥が不潔になつて仕舞ひます。これを幾遍も繰返す度に段々不潔になる。斯樣な目藥は效力が無くなるのみならず、反つて有害になります。甚しい人は「ピペット」を用ひずに、直ちに罎の口を目に當てゝ目藥をつける人があります。斯樣な事をすれば、不潔になることは申迄もない事であります。尤も「ピペット」の尖端を眞直に目に向けて點眼するのは、殊に小兒に對しては目を衝く危險もありますが、少しく斜に向けて點眼すれば、直接「ピペット」の尖端を眼瞼に觸れずとも出來ます。小兒に點眼するときは、仰臥にして置いて、輕く眼瞼を開いて「ピペット」の尖端から一二滴落せば足るのであ

ります。大人が自分で點眼する時には顔を上に向け、左手の拇指と示指とを以て輕く上下の眼瞼を開き、右手の指に「ピペット」を持ち、その尖端を稍〻斜めに向けて護謨の處を壓せば目藥が眼の中に落ちますから、少しく瞬目をして充分眼の中に藥を行渡らせ、前述の如く、眼頭の處を暫時鼻梁の方へ指尖で壓へて居るやうにすれば宜しいのであります。

罨法藥の用ひ方

次に罨法藥の事に就て申上げねばなりません。罨法藥は眼科に於ては點眼藥に劣らぬ程效用の多いものでありまして、これにも其の病症に應じて實に種々樣々の藥液を用ひます。併し普通眼科醫も素人も最も多く用ひますのは硼酸水であります。實際硼酸水は刺戟もなく、臭氣もなく、制腐の作用があり、誠に緩和な危險の無い罨法藥でありますから、家庭用としては至極適當であります。

扨て罨法藥を用ふるに當つて、先づ第一に問題となるのは、これを以て眼を冷やすか、溫めるかと云ふ事であります。これは必ず眼科醫が指圖をする筈でありますが、大體に就て申しますと、結膜の病氣は概して冷やす、角膜及びそれより奥の方の病氣は一般に溫めると云ふのが原則であります。併し結膜の病氣であるからと云ふて、何れの結膜疾患も何時でも冷罨法を用ふる方が良いとは申されません。矢張溫罨法の方を適當とする場合も尠なくありません。それは其の病氣の種類又時期等に依て異るのでありまして其處までは素人の方々には必要は無からうと思ひますが、兎に角冷罨法と溫罨法とでは治療上に可なり著しい相違を來すものであります。依てその區別は眼科醫の指圖に從ふ事と致しまして、先づ冷罨法から申上げます。

冷罨法には、一合程入る茶碗に約七分目位罨法藥を入れ、殺菌「ガーゼ」或は昇汞綿の適當の大さの物を一度煮た割箸で以て挾み、吸物を食べる時の型で幾度も幾度も眼瞼の上から靜かに冷すのであります。勿論目の內に這入つて差支ない、但し角膜に潰瘍な

どのある場合などには餘り眼を瞬目しては宜しくない。小兒又は就褥してゐる病人に對しては、仰臥に寢かして置いて、成るべくは手指を三千倍位の昇汞水で洗つて、罨法藥に浸した「ガーゼ」を撮むで幾度も幾度も靜に眼脂を拭くやうにし、大凡一回五分間も致しましたならば、その罨法藥に浸した「ガーゼ」を水の垂れぬ程に絞つて眼の上に載せて置きます。一回が大凡五分乃至十分間としまして、幾回も繰返す。成るべく度々行ふ程宜のであります。而して前の點眼藥と同じ理由で不潔になつた「ガーゼ」、又不潔になつた藥液では幾遍洗つても效が無いのみならず、反つて害になりますから「ガーゼ」と藥液は、その都度新に取換へなければなりません。これが先づ普通の眼の罨法でありますが、寢て居る病人に對しては受水器を頰の處に當てゝ置いて、「スポイド」を以て罨法藥を眼瞼の上から靜かに灌注るのも宜しい方法であります。眼科の病院では種々の冷却器を用ひますけれども、普通の家庭で應用することは困難であります。

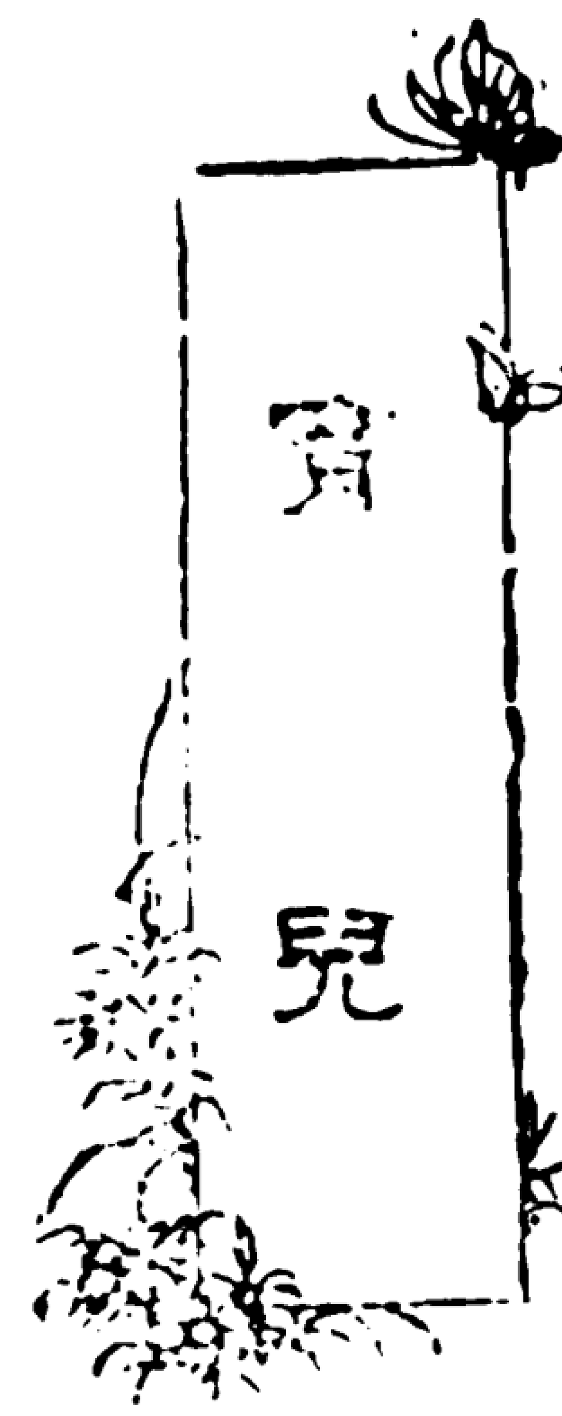
強く冷さうと云ふのには氷罨法を用ひます。氷罨法には、氷を銀杏位の大さに碎きまして、眼科用の扁平な小さい氷嚢に入れ、眼瞼の上には罨法藥に浸して絞つた「ガーゼ」を二三枚敷いて、其上に氷嚢を載せるのであります。この氷嚢が重くては不可ませんから、上から吊り下げて、丁度眼瞼に輕く觸れて居るやうに致します。或は又大きな氷の塊の上に、藥液に浸した「ガーゼ」を幾枚も載せて置きまして、それを一枚づつ眼瞼の上に載せ十分間置き位に幾度も幾度も新しい冷たいものと取換へるのも良い方法であります。

尙ほ一つ注意すべき事は、罨法を續けますと、往々眼瞼の皮膚がだたれたり、濕疹を生じたりすることがありますから、長く續ける時、特に小兒に於ては眼瞼及び其の周圍に硼酸「ワゼリン」のやうなものを塗つて、その上から罨法を施すやうに致さなればなりません。

次に濕罨法でありますが、これは小さな土鍋のやうなものに罨法藥を入れて、火鉢の上で常に適度に濕めて置いて、前述の冷罨法の場合と同様に「ガーゼ」か脱脂綿を以て眼瞼の上から蒸すやうに致します。或は藥液に浸した「ガーゼ」を眼瞼に貼て、その上に懐爐を載せて置ても宜しい。或は吸入器を用ひて普通吸入する時の如く、口の代りに眼に蒸氣をあてるのも宜しい。此他眼科の病院に於きましては、その病狀に應じて種々の濕罨法を行ひますが、通常は右に申述べた位の方法で足りるのであります。

其他の攝生法

結膜炎に限らず、概して眼病の際には、先づ酒、煙草を禁じなければなりません。其他山葵、唐辛と云ふやうな凡て刺戟性のものは不可ません。尚は便通を整へ、或は下劑を用ひ、食物も一般に淡泊した物を擇びます。併し場合に依ては、滋養分に富み、特に脂肪の強いものを必要とすることもありますから、一概には申されませんが、普通は淡泊した食物を選用するのであります。それから脚湯は宜しいが、全身浴、殊に熱浴は見合はせなければなりません。尚ほ頭部を下げ、又は強い光線に對するのも宜しくない。故に色の著いた眼鏡を用ふる事が多いが、分泌物の多い際には、眼鏡などをかけずに、成るべく屢々洗ふことが必要であります。眼鏡は煙色のものが宜しいが、その性質の惡い物よりは寧ろ青色の眼鏡の方が良い。結膜炎のやうな分泌物の多くなる眼病には繃帶は不必要であります。繃帶をして置きますと、分泌物があつても苦になりませんので、長い間平氣で居ります。それで分泌物が眼の内に溜り、周圍に附著したりして治癒を妨げますから、繃帶はせずに、目がうるさくなれば直ちに洗ふやうにしなければなりません。此他にも注意すべき細かい點は幾らもありまするが、餘り長くなりますから、今回は一と先づ此位で筆を止めて置きます。（以下次號）



米國兒童と衞生

岸邊福雄

米國の兒童教育視察より歸朝せられた岸邊氏が神田衞生講話會に於て講演された大要であると云ふて、齒科學報に掲載せられました此一篇は、甚だ有益であると存じまして、此處に轉載さして頂くことに致しました。

余は華府よりの The care of the baby より抄錄せるものを數項に分けて其大略を述べ、併せて滯米中に散見した公共衞生事業の一端を、玆に述べやうと思ふ。

(一)注意すべき事項。

(イ)病氣の療治よりも病氣を豫防する方が、一層容易で又結果も良く且つ經濟的である。

(ロ)出產前に母が衞生に注意せば、生兒の健康に非常に影響するものである。

(ハ)大人及兒童の病氣が、生兒時代から原因を發してゐる事を、能く發見するものである。

(ニ)生兒の强弱は其食物家屋及び遊戲等の良、不良に依りて定まるものである。

(ホ)母乳は生兒の最良の食物である。

(二)生兒の自然の食物―母乳。

(イ)授乳は十ケ月位は是非させたい。

(ロ)授乳時は午前六時、九時、十二時、午後三時、六時、九時或は十時及び夜中一回が最も適當のやうである。三時間目などゝ定めるのよりは正確にゆくやうである。

(ハ)母體に結核の有る人は授乳してはならぬが、其他只顏色蒼白、神經質、腰や腹が痛いとか月經等の原因で授乳を止めるには及ばぬ。

(三)小兒の離乳　滿一ケ年の終りには小兒は離乳させねばならぬ。離乳は夏の中にはさせぬ樣にして、

秋迄待つ方が得策である。生後餘りに早く離乳させる事は非常に危險である。
傳染病の全部が、必ずしも離乳せしめねばならぬ理由でもないが、斯の如き場合には母體の健康の爲に、一時離乳せしめねばならぬ。すべて醫師に一應相談するがよろしい。

(四)(イ)若し小兒が嘔吐をなしつゝ、或は嘔吐なくして下痢せし時には、哺乳を中止して茶匙に一二杯の「キャストル」油を、澤山の一度沸騰さした湯と共に與へて、直ちに醫師に連れてゆく事。

(ロ)汚れた「オシメ」を醫師に持ち行きて檢査を乞ふ事。

(ハ)小兒に哺乳する前に「オシメ」を取り換ゆる如き事あらば、必ず手を洗ふ事を忘れぬこと。

(ニ)「オシメ」は足の運動の自由なる樣にしてやらねばならぬ。梅雨期に於ては衣服の濡れぬ樣に薄き蠟引の布を著ける方がよい。

(ホ)病氣の時に於ては「オシメ」は一層細かく注意してやらねばならぬ。

(五)家の事　小兒の健康に最も關係あるものは、その家屋である。家屋は空氣の流通を充分に良くして置きたい。

(イ)生後三ヶ月の小兒は成るべく多く戸外におく樣にするがよい。毎日四時間位が適當である。

(ロ)冬と雖も華氏二十二度迄は支障ない。冬期には漸次外氣に馴れしむる樣にする。

(ハ)夏期には生後一週間位に戸外に出す樣にするのである。

(六)兒童の衣服　母親の最も注意を要する問題は、即ち兒童は寒暑の感覺が非常に鋭敏であるといふ事である。故に夏期に於ては、暑からざる樣、冬期に於ては寒からざる樣に、絶えず留意する事が肝要である。

(七)睡眠　生後一ヶ月間は一日に二十時間睡眠するを要する。生後十二ヶ月迄は十六時間以上睡眠させねばならぬ。

寢室は暗くなしおき、新鮮なる空氣を充分に流通せしめる樣にするのである。若しも睡眠すべきに、兒童が眠らずに泣く事あれば、病氣か、過食か或は空腹なるが爲である。すべての兒童は六歲に達する迄は、一時間或は二時間の午睡を爲す事が必要である。

(八)入浴　總て小兒は少くも一日一回入浴せしめる必要がある。湯の溫度は華氏九十度乃至九十五度位で體溫と同じ位か或はそれより低い位がよい。健康なる小兒の口中は決して洗はぬ樣にせねばならぬ。利益がないばかりでなく寧ろ有害である。小兒の口中に齒牙が萠出し初めたならば、至極の注意を以て柔らかき布片或は綿紗を以て洗ふがよい。多少生長してからは、一旦沸騰せしめた冷水で、柔かい齒刷子を用ひて洗つて差支ない。

(九)健康兒。

一、健康兒は充分に睡眠するものである。

一、愉快氣に活潑に喜々として其手足を自由に動かすものである。

一、生後二ケ月乃至三ケ月目よりは、凡て動く物體に眼を呉れて、其動く通りに視線を從はすものである。

一、七ケ月より八ケ月目には、獨りで他の補けなくして坐る事が出來る。

一、六ケ月目から九ケ月目に最初の齒が生へ始めて、十二ケ月目に大概六本、十八ケ月目に十二本、二十四ケ月目に十六本、三十ケ月目に二十本生え出すのが普通である。

一、十四ケ月から十七ケ月目位に歩き始める。

一、十八ケ月目から二十ケ月目位に頭蓋骨顖の大顖門が閉ぢて堅くなる。

勿論健康兒と雖も前述のものより多少遲れることもある。小兒によりて遲速ある事は免かれぬものである。

次に米國の諸々方々を廻ると、實に痒い所に手の屆く程公共の衞生機關が備つてゐるのが判かる。先づ汽車に乗ると、紙製洋盃 Paper cup が準備してあつ

て「水を飲みたい人は之にて召上れ」と書いてある。「タオル」なども常に新しいのが用ひられて、少し使つたものなどはすぐにとり換へられる。紙製洋盃は此他學校にも可成り備へられてゐる。又公園に於ては極小さい噴水が所々にあつて、恰度口を當てゝ飲めるやうに出來てゐる。そして一度口をあてた水はどん／＼流出するやうになつてゐて、至極衞生的である。「ペーパーカップ」やこれなどは何れも肺結核豫防に有效なものである。

玩具に日本にないものがある、便器即ち之である。之を子供にもたして便器は淸潔にすべきものであるといふ事を敎へるのである。

電車の中などには日本のやうに「喫煙すべからず」「太股出すべからず」等の事は廣告してない。「肺病は恐い、唾吐くべからず」といふ注意として、赤い文字で大きな標がしてあるので、簡單で要領を得てゐる。

子供に對する大人の注意は實に行屆いてゐる。余がある小學校を參觀した時、其校長が火事に際して兒童が採るべき行動の準備演習を見せて吳れた、火事の相圖があると兒童は落著いて順々に敎室を出て街路に出た。一隊の兒童が街を横ぎらうとする時向ふから電車や自働車が走つてきた。と一人の少年が走つて行つて赤旗を振つた、すると電車や自働車はぱつたり止つて、兒童が皆横ぎつて了ふ迄幾臺も後に續いたなりに待つてゐた。之を見ても如何に子供といふものに對して、大人が注意を拂つてゐるかゞ想像される。吾々も少し子供に對して周到な注意を拂ひ、又公衆衞生を重んじて然るべきであらうと思はれる。

獨逸の育兒法

棚橋源太郎

大都會の子供は家の中で遊ばうとすると阿父さん

に叱られたり邪魔にされたりする戸外へ出れば電車自働車自轉車が走つてゐるので獨樂一つ樂々と廻せない紙凧を揚げても直ぐに蜘蛛の巣のやうな電信電話電燈線に引掛つてしまふ都會兒童の遊園は寔に第二の國民の將來に取つて體育上また精神上深く考ふべき問題であると云ふので獨逸では既に大戰役前から之れに就いては當局有志協力して其の設備に遺憾無からしめてゐた。先づ

伯林の幼童　卽ち尋常一二年生以下の子供の爲には伯林市は市內に日比谷公園の十倍もある幼童遊園を設けてゐる其處には一面に御影石の深い砂地で老樹が鬱蒼と茂つてゐる幼童は學校が退けると手に〳〵「バケツ」「シャベル」杯を携へて行つて砂で砲壘を築いたり戰爭ごつこをしたり汗塗れになつて日の暮る迄餘念なく遊んでゐる又母親などは乳母車に嬰兒を乘せて木陰に讀書してゐる。

街頭運動園　尋常一二年生以上の大きな子供の爲には伯林市は舊の三菱ヶ原の如き街頭の空地を借りて周圍に金網の塀を圍し湯呑所などを設けて運動場を充がつてゐる此處も矢張り一面深い砂地であつて子供等は毎日放課後午後三四時頃になると身輕な服裝をして群り集つて來る女敎員も短い袴を穿き男敎員は運動帽に「シャツ」一枚といふ風でやつて來る而して大勢の子供と一緒になつて「フートボール」や何かを日の暮れるのも知らずに行る無論是等の敎員達には市から特別の手當を支給してる。

市外運動場　尙は伯林市の各區は市外に夫々廣大なる運動場を設けてゐる矢張一面の砂地であつて周圍には赤松が列をなして茂つてゐる此處には運動用具を納れる小屋もあれば番人もゐる尋常科以上の大きな子供や青年が毎晩こゝで山羊のやうに跳廻つてゐる。

森林學校園　又伯林市では體質の弱い子供は市內の赤煉瓦の間に住まはさぬ事にしてゐる別に市外の森の中に「森林學校」といふのを設けて之へ入學させ茲は學課に重きを置かず體育を主としてゐる瀧もあれ

ば砂原もある子供は其流を浴び砂原で相撲を取り思ふ存分日光浴もすれば晝寢も自由にさす獨逸は斯樣にして其の第二の國民を健かに且強く仕立てる事に汲々としてゐた今回の大戰爭に强大な攻擊力を現したのも偶然でない。

母親の注意

醫學博士　豊福環

若しも子供が、今日の晝寢から一向覺めず、いつもより少し變だと思つたならば、試みに掌を子供の額に當てゝ見るが可い。

萬一、顔が火のやうに熱くなつて居れば、幵は重き病の徵候なのである、それを氣附かずに放置すると頓て痙攣が起り、續いて一二囘の下痢が來る。其下痢も普通の下痢と異らぬので一寸お腹をこはした位に思つて、氣にも掛けずに居ると、十時間乃至二十四時間内に、急に心臟痲痺を起して斃れる。是は無論普通の腸加答兒ではない疫痢と稱する最も悪性の、且つ急性の腸加答兒である。其痙攣を起すのは、黴菌が腸の中で發育して、其毒が體内に吸收され、腦を冒すからである。又心臟を冒すから心臟痲痺をも起す。

どうして恁んな病氣が起るかといふに恰度初夏梅雨の候には、濕氣が多くて溫氣が高く、あらゆる黴菌の發育に適するので、物が能く腐る。其上、寒暖常ならず、寢る時は暑くても、夜半に寒くなる。爲に機關の調節を失つて寢冷が多い。其處へ腐敗し易いものや、不消化な物、若くは多量に何でも喰べたりすると、左なきだに胃腸の機能の鈍つて居る際、容易く病氣になるのである。

未熟の果物も是から段々と出る、靑梅は其心に靑酸といふ毒素を含んで居り、夏蜜柑も、あの粒になつた袋が不消化物である。桃も不熟なものは腸胃を害する。

但し林檎は澤山喰べさへしなければ大抵障らぬ。未熟の果物も、砂糖で煮てやれば差支ないが、果物の大食は最も怖ろしい結果を來すことを忘れてはならぬ。

寢冷と食物にさへ細心の注意を拂へば、疫痢に罹ることもない。不幸にして最初に述べた徴候が子供にあつたらば家庭に於ては直に灌腸して、内容物を排泄し、一切食物を與へず、早速醫師の手當を受けねばならぬ。

疫痢は極めて急性の病氣だが、早く手當さへ屆けば癒ることもある。

家庭衛生

不潔に氣の付かぬ物

家庭に於て隨分清潔に注意する積りでも、案外不潔に氣の付かぬやうな事が種々あるものであります。

肌著及食卓布　世の中には不潔が隱れて宜いと云ふ理由で以て、往々白地よりも黑地を選むと云ふ流儀の人があります。尤もこれは品物にも依る事でありますが、肌に著く物や食器などは、成るべく白色のもので、直ちに不潔の認められ易いものが宜いと思ひます。此點から申しますと、肌著や、食卓布などに白色の布を用ふるのは誠に適當であります。

箸箱　我邦に於きましては、通常箸箱と云ふものがあつて、銘々の箸を收めて置き、家族の間に於ても箸を共通に使用することは致しません。これは誠

に潔癖と申さうか、兎に角良い習慣のやうに見えますが、餘程注意致しませんと、反つて不潔になり易いものであります。食事毎に箸も箸箱も洗へば宜い譯でありますけれども、通常箸は洗ひましても、箸箱は洗ひません。殊に往々箸さへも完全に洗はず、食後の茶の時に、御飯を食べたお茶碗の中で一寸形式的に箸の尖端を濡して、直ちに箸箱に入れるやうな人もあります。これは實際私が軍隊に於て、各給養班の兵卒の箸箱を度々檢査したことがありますので、殊に箸箱の箸の尖端が當たる下の隅々が頗る不潔になり易いことを實驗して居ります。勿論非常に勤務に忙しい兵卒の事でありますから、箸や箸箱の掃除などの粗略になり易いことは不思議はありませんが、恐らく普通の家庭に於ても、箸箱の細密檢査を行ひましたならば、案外に不成績の事實が擧るであらうと思ひます。これには箸箱の蓋を悉皆取除て底の方、殊に箸の尖端が當る隅の處を檢査しなければなりません。

貨幣　これも餘り不潔な事を氣に留めませんが、考へて見れば隨分不潔なものであります。實際試驗して見まするに、古い紙幣などには種々雜多な黴菌が繁殖致して居ります。銀貨には比較的少ないが、白銅及び銅貨には澤山黴菌が附著して居ります。それが人の手から人の手と渡つて參りまして、如何なる商賣の人の手を經て來たか、如何なる病人の懐を通過したか分からないのであります。斯樣な錢を取扱つた指を以て直接に菓子などを摘むことは、不潔と云はんより危險の事であります。

印紙及封筒　手紙を書いて、封筒に附いて居る、糊を舐めて封緘し、又切手の糊を舐めて貼る。此の舌切雀の流儀は危險なしとは申されません。

爪　女や子供には往々指の爪を噛む癖のあるものがあります。これは大抵神經質の者でありますが、徳川家康と云ふ人も物を考へる時に爪を噛む癖があつたそうであります。何れに致しましても、爪の間の黴菌は恐るべきもので、不潔甚だしきものであり

ます。且つ屢々爪を噛みますと爪が軟かになり、瘭疽などを起し易い、誠に悪癖でありますから、小兒に此の癖がありましたならば、何うしてもこれを矯正しなければなりません。

此他にも便所の手拭、布巾、其他考へれば、清潔にする爲の物で、却て不潔になり易い物も隨分ありますが、右二三の例より推して熟考され、改良されんことを希望致します。

入浴時間

凡て働く人にとりては入浴は一番の慰安であります。

疲勞した身體を恢復させるのに入浴は最も有效なる方法で、入浴には全身浴、半身浴、腰湯等がありますが、今まは全身浴のことをお話し致します。

全身浴は何人も實行して居ることであるが、温泉に浴することは別問題とし、普通健康人なれば何日日に何回位入浴するのが適度であるかを研究しなければならぬ。

最も冬と夏とは多少の相違があるだらうし、寒國と暖國とでは自から異る處がありませうから、細分に渉つては一概に云ふことは出來ないけれど、先づ概括して申したなら一日に一回或は二日に一回位入浴せしむるを適度と思ひます。

そこで入浴する時間はいつがよいかと申しますと、食事と食事との中間、即ち空腹なときと滿腹のときを避けて、其の間に入浴するのが良い様に思ひますと申すものゝ人は境遇によつて、空腹の時に入浴をしなければならぬ事もありませうが、あまり腹中が空虚になつてゐますと、早く逆上る氣味がありますから、氣をつけて入浴しなければなりません。

單に一回の入浴と云つても、人によつてはその一回が三十分で濟む事もありますし、或は一時間も二時間もかゝる事があります。俗間の諺に、長湯する人の事を綜を持つて掬ひ上げに行かねばならんと申し

ます殊に婦人の方は男子よりも一層長湯する樣に云はれてゐます。

西洋の風呂屋へ行くと、一回の入浴時間が三十分間と極めてあつて、それを過すと二倍の料金を取られますから、その間に衣服を脱いだり著たりすると、眞正の入浴時間は二十分間位よりありません。我邦では必ずしも此の時間に倣ふ必要もありませんけれども、一時間以上二時間までも入浴してゐるのは隨分長きに過ぐる樣です。

同じ長湯と云つても　浴槽に沈んでゐる時間の長い人もありますし、浴槽の外で身體を洗つてゐる時間の長い人もあります。一回の入浴中浴槽に沈んで身體を溫めるのは二度か三度位を適度としますが、浴槽に沈んでゐる時間は湯の溫度の高低によつて違ひますし、虛弱な人と强壯な人とはその抵抗に大差がありますから時間で定める譯には參りませんが、何人にも適用さるゝ程度は、前額が汗潤た時浴槽を出なければならんと云ふ事です。それ以上に我慢してゐて、汗が流れるまで浴槽に沈んでゐると、身體が過度に疲勞して、却て健康に良くありません。

鷄卵と牛乳は案外不消化なり（二）

胃腸病以外の病人食物として鷄卵を用ゐんとせば、可成消化吸收し易き形體として、これを取らしめざるべからず。

夫れには葛湯重湯の如きものに、或は粥の如きものに、生卵子を能く攪拌混和して用うるを最も好適の方法となさざるべからず、斯の如くして之を嚥下するも、胃中に於て「湯デ玉子」の如きものを生ずること非ざるなり、よし胃液の爲めに凝固するも、既に葛湯重湯の如き不凝固性の微細なる澱粉と相混和し、且つ所謂半熟狀となり、細末狀となり、既に半ば凝固するが故、此半ば凝固せる細末が再び融合して凝固せる一大塊を形成することは、決してあり

得べからざるなり、故に斯の如き方法は、玉子を患者食として與ふるに最も好適の方法たるを認むる所以なり。

且つ世俗にも一般に、玉子は半熟として與ふるを良好の方法なりと云ふも、全く以上の理と同じく、たとへ葛湯重湯等と混和攪拌せざるも、丸の儘にても、半熟として口内に入れ、之を齒牙にて多少なりとも咀嚼細碎して嚥下すれば半ば凝固せる此半熟狀の玉子は、夫れが胃中に入りて再び融合凝固して一大塊をなすこと非ざるなり、故に半熟の玉子は、患者食としても、幾分良好なるの理なり、然れども純生玉子は、到底口中にて咀嚼細碎すること能はず、勢ひ其儘、丸の儘にて嚥下せらるゝが故、胃中に入りても、又丸の儘にて凝固して、所謂「湯デ玉子」狀に變化するなり、又假令生玉子を、豫め能く攪拌して、全く流動狀となして嚥下すると雖も、胃中に入れば之れが胃酸の爲めに再び融合凝固して、一大塊をなすは、理の見易き所、卽ち斯の如く能く攪拌したる玉子を、沸騰せる湯の中に滴下する場合に見るも、矢張融合凝固して、一大塊を形成するに非ずや、胃酸の作用は全く之れと同一理なり、然れども卵黃と卵白とは、酸に對する凝固度著しき相違あり、卵黃は強き酸に合ふも、容易に凝固せす、況んや普通の胃酸の如きにては、絕對に凝固することなし、是れ卽ち卵黃のみは、患者食として推奬するも敢て其不可なるを見ざるの理なり、之に反して卵白は極めて弱き酸によるも、容易に凝固するが故、頗る其危險なるを力說する所以なり。

結論

(一)卵黃は胃内にて凝固せず。

(二)卵白は胃内にて凝固す。

(三)牛乳は胃内にて凝固すれども、其凝固の狀態は、脆弱なる粉末狀を沈澱するにすぎず。

(四)故に牛乳も普通世人の考ふる如く流動狀態にて其儘吸收せらるゝものに非す、一旦粉末狀の沈澱を形成し、再び其消化せらるゝを待つて、初めて

吸收せらるゝに至るものなるが故、普通世人の考ふる如く、水を飲むと同様に、殆んど胃の消化作用を受くる要なしと考ふるは誤りなり、然れども牛乳の凝固たるや、單に粉末様の沈澱物なるが故其消化作用も極めて容易なるの理なり。

(五)葛湯、重湯は熱にあふも酸に遭ふも凝固することなし。

(六)葛湯、重湯は日本人の如く生來澱粉食に慣れたる胃には、殊に最も適當なるべく、胃内に入るも凝固することなきが故、胃の消化勞作最も尠少なるべく、日本人の流動食としては最も推奬するの價値あるものなり。

(七)然れども榮養價の方より云へば、牛乳の方遙かに其高位にあるは勿論なり、而して胃の消化勞作も比較的少きものなるが故、先づ流動食として用うるも大過なからん。

(八)卵白は、胃内に入るや凝塊を形成するが故、胃の消化勞作を要すること頗る著大なり、卵白は流動食を必要とする場合に用うることを得ず。

(九)例へば腸窒扶斯患者の如き絕對的流動食を要するものには、卵白を與ふることを得ず。

病人を見舞ふ人の注意

本會評議員吉岡彌生女史は、常に遭遇さるゝ經驗上より、病人を見舞ふ人の注意しなければならぬ事に就て、次の如く申されて居りますが、これは實際心得て居らねばならぬ事と思ひます。

甚だ平凡な問題ですが注意したいのは病人を見舞ふ人の心掛でございます。此問題はお互ひに無事の日には忘却されて居ますけれど、さて病人があつて見ると切實に感じます。私は其切實に感ずる場合に始終逢著して居るのですから何うか出來るならば家庭に在る病人を見舞ふ場合には、面會を求めないこと、又病人が一々御挨拶をしないでも決して失禮ではないと云ふことに日本の社會の風習をきめて往きたい

ものだと云ふことを考へるのです。人間はどんな偉い人でも病氣になると心が弱くなるものでございます。從つて長引く病氣になればなるほど迷ひ易くなります。そこに見舞人が往つて「マア何うなすつたんでせう醫師を取換へて御覧になつては」などゝ言はれますと病人の心持はグラ〳〵搖ぎ出します、さうして妄に醫師を換へると折角一定の方針を立てゝ經過を見て藥や食物を加減し藥の集積作用に就ても豫め考へて處置をして居るのに横合の一言が、全然前の醫師の方針を破壊して仕舞ふのみならず、病氣の經過を知らない後の醫師とても、前の醫師と引合せの上ならば格別、突如として臨む病人の處置には必ずしも特殊の療法がある譯には參りませぬ。そこで困るのは醫師ばかりでなく病人も同樣です。病症に由つては誘導法の下劑を懸ける必要があつて、其服藥をさせて居る矢先、秘密に他の醫師に診察させ、又秘密に別の藥を服用させたりなどして爲めに腸胃を惡くすることが往々ある。是等は多く見舞人の入智慧に出ることが少くありませぬ。

毛織物のしまひ方

毛皮又は毛織物をしまふ際に、不注意、無造作にしまひますと、再び取出す迄には蟲がついて、大切の品も用ゐられなくなりますから餘程用心をしなければなりません。それには次のやうにして置くのが最も宜しいとの事であります。

先づ毛皮類は、天氣のよい日一日日光に曝して、五寸四方に「ナフサリン」の玉一箇あてに散らして置き毛を中にして、疊んで簞笥、箱、鑵などのすべて濕氣のない所へ仕舞ふに限ります。尤も「ナフサリン」の代りに樟腦を用ひやうとするなら、粉ならサジに二三杯位を紙に包んで前の樣に入ればよい。また熊や虎の類は爪と頭に注意して十分「ナフサリン」や樟腦を入れなければなりません。そこは外の所よりも脂肪があつて蟲が付き易い、襟卷「チヨツキ」な

ど身體に直接觸れるものも同樣です。よく毛皮を紙に包んで壁際へ吊す人もありますがこれはよろしくない。壁は兎角濕氣を呼ぶために蟲が附き易く、さうしたために毛皮を散々にしてしまつた人もあるから注意しなければなりません。また毛織物類は一旦「クリーニング」の手にかけて汚れを取つた上に藏ふとよいが、少し位のものなら揮發油で拭いて置いてもよい。然し上等の品は、無責任な「クリーニング」にやると折角の形を惡くしてしまふ恐れがあります。それ故出來ることなら、仕立てた洋服屋を通じて、「クリーニング」をして、それから「ナフサリン」か樟腦を入れて濕らぬ所へしまつて置くに限ります。

醬油の使ひ方

水崎鐵次郎氏が嘗て雜誌「新家庭」上に、醬油の製法から說いて、その貯藏使用法を述べられたが、それは左の如くであつた。

最上醬油は一度榨つたゞけの物であるから色も薄く味もよく割も利くが、安醬油は一遍榨つて取つた跡へ鹽水を割り、是に幾分のもろみを混て榨つたものです、初めて榨つた醬油には鹽水も充分に入れるしもろみも利いてゐるが、二度目に榨るのは爾う鹽水も入られずもろみも澤山入れぬから味が薄い、鹽の分量が薄いから割の利かないのは當然である。又下等な醬油には色附けをする、「カラメル」で色を附ける砂糖に強烈な熱を加へし一種の藥品たる「カラメル」を作り夫を用ゐて釜で長い時間熱して色を附ける其結果として色で見たのでは知れぬが保存して居る間に變味するし、かびも早くわき、食つて味がない。樽で買ふのと罎詰で買ふのでは經濟上から云へば樽詰が安く當る、使つて見ての德用は樽から一々出すよりは罎詰の方が早く減るだけに新らしい物が使へる、樽から一々出して使ふと其度に空氣が樽へ入る、空氣には多數の「カビ」になる菌が含まれてゐる、九升樽を買た時は別の罎なり德利なりへ小出し

をして使へば味は變はらない、少人數の家庭ならば半樽を買て更に罎へ小出しをして使へば新らしい物が使へて値段は大樽と同じである。醬油の蓄へ方としては樽の呑口に堅く栓をして少も空氣の入らぬやうにする、清潔にして空氣の流通の良い明るい場所を選んで措く、と云つて竈の側七輪杯常に火氣のある側に置てはならない、縁の下はいけません。縁の下は濕氣を含んでゐますから暗い所はよしたがいゝ夏場の保存法としても前の如く清潔な明るい處におくのです。少しく味の變つた所があると氣がついた時は救濟しても元の味にならぬから早く使ふばかりです。

抄錄

○市民の飲む水

東京市では水道水源地たる多摩川の羽村より上流地方に在る戸口を精密に調査したが合計五千七百八十七戸三萬六千六百五十一人であつた之を、町村別にして人口だけを示すと神金村五百二十三人、丹波山村一千百六十三人、小菅村一千百八十三人、小河内村二千八百九人、氷川村三千七百十六人、古里村三千三百三人、三田村三千五百九人、吉野村三千四百十四人、青梅町六千九百九十八人、調布村五千八百四十三人、西多摩村四千二百七十人である、是等の住民が流す下水や汚物等は全部多摩川に流れると云ふ譯ではなく地中に滲下するのも澤山あるが併し彼等の流す風呂の水、

臺所の水杯は　大部分小川に落ち込んで結局は市民の飲んで居る水道の水源中に流れ込むのである、什ては窒扶斯患者の排泄物を多摩川に捨てゝ大問題になつた事もあつたが實に危險至極な話である又縱し危險はないにしても甚だ氣持ちの惡い譯である、そして今擧げた町村中で最も人口稠密して居て下水の穢ないのは靑梅町であるが殊に同町は織物の產地であるだけに種々な穢物を流すばかりか一日に費す硫酸の高は優に百磅以上に上つて居る、そして此硫酸は悉く

川に流れ込む　のではなく土の溜めに流すのもあるけれども低きに就く水の事だから結局水道水中に混入する事となるのである、それでは如何に明礬や硫酸礬土を使用して沈澱させ砂で丁寧に濾過した處で市民は安心して水道水を飲んで居る事が出來ない譯である、聞く所に依れば水道課でも之れに注意し遠からず靑梅町に出張して下水の調査を爲し場合に依つては之が救濟の方法を講ずるに至るかも知れぬと云ふことである。

○獨逸の廢物利用

獨逸は平時態、麥大麥等の飼料の大部分を外國に仰いで居る爲め、大亂勃發後は、自然其の缺乏の爲に、畜養の數を減らさねばならなくなつた。肉類や牛乳等の缺乏は全く之れに起因するのである、ブランデンブルグの司令長官フォン、ケッセル將軍は、昨年二月伯林及び其附近市町村民に對し「食物の食殘及び料理屑（「パン」、馬鈴薯及果物の屑や皮、野菜の屑等）は家畜の飼料に他の芥と分けて溜め置くこと、之に違反する者は百五十馬克の罰金又は之に相當する拘留に處すること等」を命じた最もシャールロッテンブルク市では、平時から所謂三分法會社に依り斯かる廢物利用をやつて居るが、然し命令的にやらせたのは之れが嚆矢であらう。

實際日々獨逸で、芥と一所に捨てゝ了ふ食物の食殘

りや、料理屑の量は數百萬基瓦にも達する。然かも其の中には蛋白質や、脂肪や、燐酸石灰其の他の養分が多量に含んで居る、平時ならば兎も角目下困窮の際之れを一般に利用させぬのは恐である、故に聯邦會議は、本年六月二十二日命令を以て「人口四萬以上の町村に於ては地方中央政廳、帝國宰相の同意を得、戸主、工業上又は公益上の經營者及び指導者に食物の食殘及び料理の屑を、他の芥と分けて溜め置くべき義務を負せ得る事」を規定した。町村は住民が溜めて置いた屑を、毎週二回集めて伯林の「ライヒスゲゼルシヤフト」に交付せねばならぬ。地方中央政廳は、町村長及「ライヒスゲリヒツゲゼルシヤフト」の申出に依つて、人口四萬以下の町村にも、食物の食殘及料理屑の溜置及交付義務を實行することが出來る。

人口四萬以上を有する町村には、約千七百萬の人間が住つて居る。一年を三百日と計算し人口一人に付毎日六十瓦の食物の食殘及料理屑が出るとすれば、總計三億基瓦以上の屑が出る譯である。今此の三億基瓦の屑から獨逸農會が七ケ月間飼養試驗に於て實驗した牛乳用飼料「メルコゲン」を製造する時、七千五百萬基瓦を得ることが出來る、之を現在の價格に見積ると二千五百萬馬克以上である。又各人が毎日六十瓦の屑を出す時には、百人で毎日牛乳八「リートル」を得るに要する飼料を交付することになる。

○厠圊の改善

家には是非隱し所が必要である、併しその隱し所から紛々たる臭氣の漏れて來て室内に充ち渡るに至つては只に殺風景であるのみならず、第一衞生上に大害がある、されば便所の位置、構造並びにその手入に就ては格別の注意がなくてはならぬ、由來日本人は流し元といひ下水と言ひ又この不潔物の所置などに就ては兎角研究が疎漏で且つ注意甚だ屆かない樣である。中には勿論不便、不衞生は充分承知して居

ても借屋では仕方がないと輕々に見過して居られる方もあるやうだが、苟くも工女寄宿舍として一年でも二年でも數百千の工女を住はせるといふ限りは此の邊の考へを土臺として手入をするなり構造を作り直すなりして住ふだけの勇氣がなくてはならぬわけである。

然らばまづ其の構造は大體、どの樣にしたらばよいかといふのに、

第一室より隔離する事――便所は成可く室に離した方がよいが、不便で仕方がないとすれば、なるべく食堂や勝手元及び居室に離れた所に作るやうありたい。日本の風習として正座敷に近く設くるのは極めて恐なる事で、暖かい時節になれば自然に座敷を開け放ちすると便所の臭氣は必らず襲來するといふ事になる。

第二樹木を多く植うる事――便所の周圍にはなる丈多く樹を植ゑるのがよろしい、樹は落葉樹の葉茂り勢ひよきを良しとする、大抵の臭氣はこの葉が吸收して仕舞ふ、落葉樹は夏日に繁り、冬日に枯れるが臭氣は專ら夏を甚だしとするからである。

第三戸と窓――便所の戸を二重にする事、戸を二重にして戸外に向ふ方面には成るべく大きな窓を設け不斷は其窓を開け放ちて置くが宜しい。

第四掃除――便所は絶えず掃除して成るべく腐敗の暇のない樣にする事そしてなるべくは水を注ぐがよろしい、便所の内には不斷大きな陶器に鹽水を盛つて置くがよろしい。

尤もよい、其他の藥品は瓦斯と抱合して臭氣を止め、又は腐敗して生ずる微生物や、排泄物中に混在する病菌を撲殺する效力を持つたもので又石炭酸の其の臭氣の力で瓦斯の臭氣を壓するのである。

第六芳香物――藥品を以て臭氣を止め、腐敗を防ぐと同時に香氣ある龍腦、麝香の如き藥品を以て製造した芳香物を備へ置く事。

第七なるべく西洋風の便所に改造する事。

○なほせる聲となほせない聲

小田島次郎（家庭新聞）

生理上の影響から來て、各人によつて異つて居る聲の明朗と不明朗について云へば、其原因は聲帶緊張の如何と、聲帶を組織する質の粗密によるので、若し聲帶の緊張がしつかりして居れば、丁度天氣の時の太鼓の皮の様に明な音を發し、弛めば丁度雨の日の太鼓の様に、にごつた音がする、

風邪に犯されて聲がかれるのは熱の爲に聲帶緊張の度合が弛むからである。また質から申すと聲帶が緻密であるときは緊張が整齊であるが爲に澄んだ美音を發し、質が粗雜なれば緊張が不整齊であるが爲に濁つた惡聲を發する。不明朗な、不快な聲もなほせる聲と、なほせない聲の二つとなり。なほせない惡聲はこれを美聲に化することは六かしいが、なほせる聲は發聲練習によつて美にすることが出來る。

なほせる惡聲と云へば、低くて自由のきかぬ「どおとお聲」高くて自由のきかない「かなきり聲」や、大人になつても小兒の時の高調を保つ去勢聲音などありなほせるものでは、喉頭軟骨が氣管の上にねて居る時の聲、空氣が鼻腔と口腔とにはいり、そしていづれかゞ塞つて居る時の鼻聲、舌の位置がわるい爲に起る口蓋音、音量を大きくし様として怒鳴る聲などで、是等の諸惡音は、舌を平にしたり、口をあけたり等して直すことが出來る。



○保健調査會の調査事項

最近同會に於ける調査事項は左の如し。

第一部會

一、全國に於ける乳兒人工榮養法調査事項（横手博士提出）

調査の目的　一、榮養品の種類　二、榮養品の調製法　三、榮養

品の使用法　四、榮榮養品が乳兒の健康に及ぼす影響　五、榮養品の標本蒐集全國の郡市醫師會に依頼すること。

二、健康小兒調査事項(唐澤博士提出)調査の方法　一、學習院小學部及び中學部に於ける保健衛生的調査　二、特殊小學校に於ける同樣の調査　三、特殊幼稚園に於ける同樣の調査　四、都會及び地方の代表的小學校竝に幼稚園に於ける同樣の調査　五、貧民窟の健康小兒に於ける同樣の調査。

三、哺乳兒調査事項(同上)穀粉製人工榮養品(乳粉、乳の粉等)の見本を全國に渉り蒐集する事。

四、第一部會に於て調査を希望する事項(同上)

一、牛乳及び人工榮養品の價格低減　二、牛乳及び人工榮養品取締法の改善　三、乳兒の家庭が榮養品を購ひ得ざる場合の保護附、都會に於ける孤兒院、貧兒院創設の希望　四、煉乳製造に關する調査　五、都市又は國家事業として小兒の給乳法制定及び製造　六、二流三流の都會に於ける人工榮養の防過及び人乳榮養法の獎勵　七、幼稚園に於ける幼兒傳染病取扱の注意。

一、就學不就學兒童の比較數。

一、學齡に達し就學猶豫を乞ふ者の數及其の病數。

一、就學不就學兒童體格の差別。

一、中途退學兒童數及其病類。(以上三宅博士提案)

第五部會

一、本調査を分て在院精神病者調及び私宅監護精神病者調とす。

二、在院精神病者調は大正六年六月三十日現に官公私立精神病院腦病院又は官公私立病院精神病室、腦病室等に在院中の精神病者及び其の疑似症者に就き病院毎に甲號樣式に依り調査するものとす。

三、感化院、癩療養所、行旅病人收容所、寺院、瀑布所在地、温泉場其の他の前號病院以外の場所に於て、大正六年六月三十日現に監護中の精神病者又は其の疑似症者たるときは前號に準じ其の場所毎に調査するものとす。

四、私宅監護精神病者調は在院精神病者(前二號該當者)を除き各郡市若くは各警察管區内に於て、大正六年六月三十日現に私宅監護中の精神病者數(内疑を含む)を乙號樣式に依り調査するものとす。

五、陸海軍部隊及び監獄内に於て大正六年六月三十日現に監護中の精神病者又は其の疑似症者あるときは、甲號樣式に準じ別に之を調査するものとす。

第六部會

一、小中學高等女學校及師範學校教科書中生理衛生に關する項の改訂し國民衛生思想の養成に資せんとするの件。

○虎列剌豫防に關する通牒

中川內務省衛生局長は虎列剌豫防撲滅に關係し、府縣相互の連絡方に就き左の如く各府縣に通牒したり。

通報に關する件

一、新に市町村に患者(疑似患を認めたるものを含む)又は保菌者を發見したる時は、直ちに交通其の他密接なる關係を有する縣府縣に電報又は電話を以て左記事項を通報し、同市町村内に於て續發の場合は日報を送付すること、尚ほ續發の場合と雖も必要と認むるときは前段に依ること。

(イ)發見の場所(水上又は陸上の區別を明にすること)。

(ロ)患者保菌者數及び今後流行の見込。

(ハ)系統及び豫防上參考となるべき事項。

二、豫防に關する廳府縣令訓令(重要なる通牒を含む)は制定又は改廢の都度關係廳府縣に其の寫を送付すること。

協定に關する件

一、他の廳府縣に密接の關係ある陸上又は水上に於ける豫防措置に關しては其の廳府縣と協定すること。

魚市場及び魚類に關する件

一、魚介類の搬入停止は其の關係廳府縣と豫め協議の上發令すること。

二、魚市場及び魚類取扱場等に於ては豫防上の施設を完全ならしめ其の從業者に對しては成るべく糞便檢査及び豫防注射を勵行すること。

船舶及び乘組員に關する件

一、必要と認むる各種船舶に便器の設備を命じ、港内、船溜、河川其の他之に準ずべき場所に、糞便、吐物の排泄、投棄を禁止すること。

二、必要と認むる漁撈從業者及び各種船舶乘組員に對しては成るべく糞便檢査及び豫防注射を勵行すること。

三、各種船舶の集合する場所には良水の供給所及び相當の便所を設置すること。

四、各種船舶の集合する場所に患者發生する等、病毒散漫の虞ある場合は必要と認むる船舶の乘組員等に對し、其の離散せざる以前に於て成るべく糞便檢査を行ふこと。

五、他の廳府縣に於て糞便檢査を施行したる者に對しては特別の事情なき限り同一人に對し五日以內に再び之を行はざること。

六、糞便檢査又は豫防注射を行ひたる者には別記樣式の證票を交付し必要に應じ之を呈示せしむること。

○屑屋は市外に

「ペスト」や虎列剌等の惡疫は屑物に依つて傳播さるること少からざるを以て警視廳にては大正四年七月屑物營業取締規則を改正し屑物を取扱ふ場所は郡部の人家少き地に限り許可し市內にては絕對に許可せざることゝしたるが今日未だ市內に百五十餘の屑物營業者殘留し引續き營業しつゝあるを以て去二月十五日警視廳は右殘留者に對し二年間の猶豫期間も來

る七月にて滿期となれば夫れ迄に處決すべしと通達せしに一同は大に狼狽し屑物商數名は衞生課へ出頭し無期延期を嘆願したるも却つて其不心得を諭されたりと。

○結核豫防展覽品

日本結核豫防協會にては、結核豫防に關する左記展覽品を作成したり、公共團體は無料にてこれを借用することを得べしと。

結核豫防展覽品目錄

第一部　結核の原因及病理、

一　結核菌發見者コッホ博士　（寫　眞）
二　人結核菌培養　（擴大模型）
三　喀痰中の結核菌顯微鏡的標本　（同　上）
四　健康人の肺組織　（擴大圖）
五　肺結核患者の肺組織　（同　上）
六　喉頭結核　（模　型）
七　腸結核　（同　上）
八　狼瘡　（同　上）
九　健康の肺臟（兎）　（實　物）
十　結核肺　（模　型）
十一　結核の治癒したる肺　（同　上）

第二部　結核の傳搬

一　世界肺結核の分布　（統計圖表）
二　日本に於ける肺結核の分布　（同　上）
三　各國結核死亡の消長　（同　上）
四　結核死亡者年齡別　（同　上）
五　結核死亡者職業別　（同　上）
六　結核患の喀痰　（擴大模型）
七　恐むべき家蠅　（同　上）
八　結核傳染媒介（煙管）　（繪　畫）
九　同上（酒盃食器）　（同　上）
十　同上（箔類）　（同　上）
十一　同上（封筒）　（同　上）
十二　同上（古本貸本）　（同　上）
十三　同上（古著）　（同　上）
十四　同上（噛み與へ）　（同　上）
十五　哺乳（同上）　（同　上）
十六　同上（飴賣）　（同　上）
十七　結核患者の痰唾飛沫模型　（一萬倍擴大）
十八　塵埃顯微鏡的標本（上小學校、下家庭）　（擴大圖）
十九　同上（上煙草工場、下炭屋）　（同　上）

第三部　結核の豫防

一　適度に奬勵すべき健康法（冷水摩擦）　（繪　畫）
二　同上（深呼吸）　（同　上）
三　改良すべき惡風俗（手放しの咳嗽）　（同　上）

四　改良すべき惡風俗(電車内の危險)　(同上)
五　同上(猥りに痰を吐く)　(同上)
六　同上(下手の掃除)　(同上)
七　同上(同衾)　(同上)
八　同上(社前の手拭)　(同上)
九　同上(不適當なる居室)　(同上)
十　同上(鼻腔の毛剃)　(同上)
十一　同上(酒色に耽溺)　(同上)
十二　同上(加持祈禱)　(同上)
十三　同上(密集群居)　(給進)
十四　同上(汚水撒布)　(同上)
十五　結核豫防善惡遊戯運動器具(集覽)　(實物及模型)
十六　結核全治の名士寫眞　貴族院議員　江原素六君
十七　同上　故　栗本鋤雲先生
十八　同上　獨逸文豪故　ゲオーテ先生
十九　同上　製藥學士　一木長郡君
二十　同上　米國人　ハイーソード氏
二十一　同上　秀英社長故　佐久間貞一君
二十二　同上　製藥師　鈴木梅仙君
二十三　同上　祠官　瀨川雅亮君
二十四　同上　故　下岡蓮杖君
二十五　眞空掃除器　(實物)

第四部　結核の治療

一　結核の理學的療法創始者ブレーメル先生　(寫眞)
二　林間學校　(模型)
三　結核療養所　(同上)
四　痰壺{据置用五種 携帶用二種　(實物)
五　手輕なる食器消毒器(飯蒸器代用)　(同上)
六　汚れたる{手巾の煮沸　(同上) 鼻紙の燒却　(給進)
七　消毒藥{(炭酸「ソーダ」)(「アルコール」)(「フオルマリン」) (石炭酸)(燒製石灰)(食鹽)

○狂犬病豫防注射

神田區淡路町二丁目の狂犬病豫防注射所にては左の如き患者心得を配布せり。

一、狂犬病は狂犬又は狂犬病に罹れる猫、牛、馬等より咬まるゝか、又時には舐めらるゝに因りて傳染するなり。本病は傳染後三四週間以上を經て發病するものにして、發病すれば決して治療の道なく、必ず二三日にして慘死するなり。

二、狂犬の咬傷を受けたるときは、速に豫防注射を受くべし、然るときは確實に發病を豫防するを得るなり。豫防注射を受くるも、其の時期の遲れたる場合には、豫防し難しとす。

三、豫防注射は少しも身體に害なき故、若し其の咬みたる犬が狂犬ならずして、其の咬傷を受けたる患者に注射したりとするも敢て害なきものとす。

四、豫防注射は元とは十五回以上十八回なりしも、今日の改良せる方法は十二回にして、毎日一回宛注射し、十二日間行ふなり。注射の都合によりては、一二日位休止するも差支なきも、患者自ら甚だ長く休止するか、又は注射を全く中止すれば、完全に豫防し難しとす。

五、注射は背部か又は下腹部かに爲すものにて、敢て強き疼痛なく、又腫脹を殘すこと無きなり。

六、注射の間は入院するに及ばず、外來にて可なり。又職業に就

き、或は學校に通ひ、其の他入浴するも可なり、但し入浴の際、注射部を垢擦り等にて劇しく洗ふべからず。飲酒も亦差したる害なし。
尙ほ注射中食物は何を食するも差支なく、

七、注射料は一同分金五拾錢とす。但し貧窮患者には注射料を減額し、場合には免除すべし。

八、注射は每日午前午後及び夜間共行ふ故、患者自身の都合よき時間に來らるべし。

九、狂犬病豫防劑は醫師に對しては、實費にて分與するに付、患者にして近傍の醫師に注射を乞はんと欲するときは、其の醫師より申越さるべし。

十、狂犬病豫防注射は畜犬にも爲すを得。健康なる犬にして、狂犬病傳染を受けざる前には豫防注射を三回行へば、其の犬には狂犬病の傳染すること無し、故に志望の飼主は申越さるべし。又犬其の他の家畜にして狂犬病傳染を受けたる後には、卽時に豫防注射を六回行へば、其の犬等の半數以上は發病を豫防し得るも、確實ならざるなり。

廣告

○私立大日本婦人衛生會總會

去る五月十二日午後一時より本郷區湯島高等女子師範附屬高等女學校作樂館に於て同會總會を開き、役員を始め百餘名の出席あり、午後一時半同會總裁東伏見宮妃殿下には宮岡御用掛を從へさせられ自働車にて御臺臨あり、先著の宮家附宮內事務官高橋氏及び役員一同玄關前に奉迎、御休憩室に於て謁を賜ひ、濱尾副會長の御先導にて階上なる式場に成らせられ、會員起立敬禮の裡に御著坐あり、直ちに濱尾副會長の開會の辭に次で庶務會計の報告あり、それより三宅(秀)博士の簡易生活に關する演說ありて總會を終り、餘興に移りて細川風谷の講談、吉住小三枚連の長唄あり、總裁宮妃殿下には開會の始より終に至るまで、御倦怠の御模樣もなく御聽取あらせられ、閉會後暫時御休憩の後、御機嫌殊の外麗はしく御歸邸あらせられたり、會員は茶菓を供せられ、尚ほ暫く歡談の間に同伴の子供衆には銘々新粉細工を頒かたれ、更に思々の注文に應じ狆よ桃太郎よと卽席の細工を御土産に全く散會したるは五時過なりき。因に當日出席の役員姓名は左の如くなりき。

濱尾作子	高木鐐子	岡田德子
山口貞子	丹波貞子	守屋千代子
長谷川仲子	小松いさ子	緒方悅子
松井正子	高橋孝子	宮木樂子
田村淸子	近藤遊子	山本多穗子
三浦敎子	菊地峯子	天野多喜子
濱田捨子	片山繩子	土肥多越子

吉岡彌生　中濱芳子　小川孝子
岡山さし子（以上出席順）

尙ほ當日左の寄附ありたり。

一金貳拾五圓　總裁宮妃殿下より御下賜
一金五圓　關邦子
一金五圓　山口貞子
一金參圓　西升子

○役員改選結果

右總會に於ける役員改選投票開票の結果會長以下幹事評議員左の如く決定せられたり。

會長　侯爵夫人　鍋島榮子
副會長　男爵夫人　濱尾作子

（いろは順）

幹事　鳩山春子　同　長谷川仲子
同　岡田德子　同　高木鐐子
同　山本多穗子　同　三浦敦子
同　松本芳子
評議員　入澤常子　同　羽田三緒子
同　濱田捨子　同　服部繁子
同　原みつ子　同　仁禮壽賀子
同　西升子　同　土肥多越子
同　緒方悅子　同　岡山さし子
同　小川孝子　同　男爵母堂　加藤鈴子
同　片山龜子　同　吉岡彌生子
評議員　丹波貞子　同　高橋孝子
同　田村きよ子　同　武田貢子
同　鶴原誠子　同　男爵夫人　南部隈子
同　中濱芳子　同　山口貞子
同　子爵母堂　松井正子　同　古市幸子
同　小松いさ子　同　近藤憲子
同　天野多喜子　同　岸澄子
同　菊地峯子　同　三宅藤子
同　宮本樂子　同　守屋千代子

○入會者

○丹波貞子紹介
牛込區水道町五十　通常　中山吉樹夫人

○藤村晴子紹介
神田區一橋通共立女子職業學校內　通常　山本らく子

○事務所申込み
福島縣警察部　贊成　數井實保
赤坂區傳馬町三ノ十一　通常　山崎きみ子

◎新潟支會

○北川小糸子紹介　特別　高橋政子

○轉居

赤坂より麻布區廣尾町二へ　武富須美子
横濱より神奈川縣三浦郡田浦町池ノ谷四二七へ　佐藤貞子
東京より山口縣玖珂郡岩國町新道末永方　堀江キサ子
府下より麻布區櫻田町五十九へ　嶺田芳子
大阪より大阪市西區九條通り三ノ五二二へ　野木小春子
下澁谷より市外戸塚町字諏訪二四五へ　服部繁子
以上

私立大日本婦人衛生會役員氏名

總裁 東伏見宮妃周子殿下
會長 侯爵夫人 鍋島榮子
副會長 男爵夫人 濱尾作子

（いろは順）

幹事 鳩山春子　同 長谷川仲子
同 岡田德子　同 高木傑子
同 山本多穗子　同 三浦敬子
同 松平芳子
評議員 入澤常子　同 羽田三緒子
同 濱田拾子　同 服部繁子
同 原みつ子　同 仁禮壽賀子
同 西 幷子　同 土肥多越子
同 緒方悅子　同 岡山とし子
同 小川孝子　同 男爵母堂 加藤鈴子
同 片山龜子　同 吉岡彌生子
同 丹波良子　同 高橋孝子
同 田村きよ子　同 武田貢子
同 鶴原誠子　同 男爵夫人 南部限子
同 中濱芳子　同 山口良子
同 子爵母堂 松井正子　同 古市幸子
同 小松いさ子　同 近藤憲子
同 天野多喜子　同 岸 澄子
同 菊池峯子　同 三宅 藤子
同 宮本樂子　同 守屋千代子

婦人衛生雜誌代價及廣告料

代價

一冊 定價金貳拾錢 郵稅壹錢
三冊（三ケ月分）前金郵稅共 金四拾五錢
十二冊（一ケ年分）前金郵稅共 金壹圓八拾錢

廣告料

一頁 六十二行 一行二十三字
壹頁 金五圓 半頁 金貳圓五拾錢
○特別廣告 壹頁金拾圓 半頁金五圓
○半頁以下行數ヲ以テ計算スルモノハ一行貳拾五錢

規定

○本誌購讀申込ノ節ハ前金三ケ月分以上本會事務所宛ニ送附セラルベシ但シ見本ハ郵券ニテ貳拾壹錢代用苦シカラズ○本誌休讀ノ節ハ速カニ報知セラルベシ通知ナキ分ハ購讀者ト見做ス但シ後金ニハ割引ナシ○轉居ノ節ハ新舊宿所通知セラレタシ

大正六年五月十七日印刷
大正六年五月二十日發行

編輯者兼發行者 東京市本郷區駒込千駄木町五十八番地 莊司秋次郎
印刷者 東京市本郷區駒込林町百七十二番地 櫻井新三郎
印刷所 東京市本郷區駒込林町百七十二番地 杏林舍

發行所 東京市本郷區駒込林町二番地 私立大日本婦人衛生會事務所

賣捌所
東京市本郷區龍岡町 吐鳳堂
同市銀座四丁目 東海堂
同市京橋區鎗屋町 良明堂
同市本郷區本富士町 明文館
同市同區春木町 南江堂支店
京都市寺町二條南入 若林茂一郎
東京市日本橋區吳服町 北隆館
同市神田區表神保町 東京堂
同市本郷區本富士町 盛春堂
名古屋市榮町六丁目 丸善書店

婦人衞生雜誌第三百三十號 （大正六年五月二十日發行） 明治四十三年十二月一日第三種郵便物認可 （毎月一回廿日發行）